

参考資料

1. 付属資料	158
I. 人口	158
II. 財政	169
III. 施策の分野に対応する個別計画	176
2. 第3期基本計画の策定過程	178
I. 第3次鎌倉市総合計画基本構想一部修正 及び次期基本計画策定方針	178
II. 第2期基本計画の総括評価	184
III. 次期基本計画策定に向けた市民意識調査	189

IV.	未来を語ろう! 市民ワールドカフェinかまくら …	193
V.	未来を語ろう! 団体ワールドカフェinかまくら …	196
VI.	基本計画策定談話室 ……………	198
VII.	～市長と語ろう明日の鎌倉～ ふらっとミーティング ……………	201
VIII.	鎌倉市総合計画策定委員会の歩み ……………	204
IX.	鎌倉市総合計画審議会の歩み ……………	206
X.	議決証明(抄) ……………	214
XI.	第3期基本計画策定経過一覧表 ……………	216
3.	根拠法令等 ……………	222

1. 付属資料

I. 人口

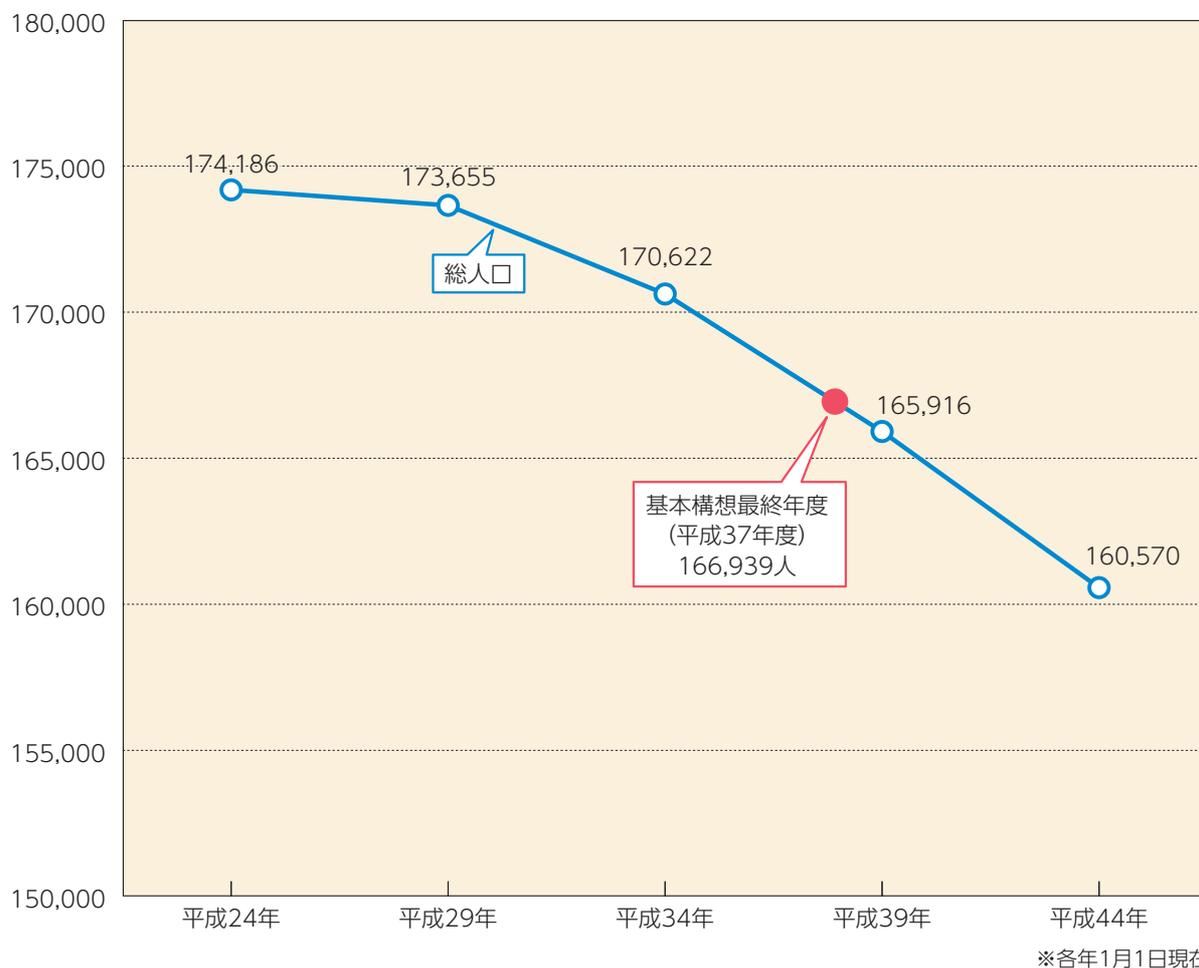
データ元：「鎌倉市将来人口推計調査報告書」(平成24年3月)

(1) 人口の増減 — 年少人口の減少 —

以下のグラフは、本市の総人口の変動を示したものです。

図1 本市の将来人口の推移 (市全体)

(単位：人)



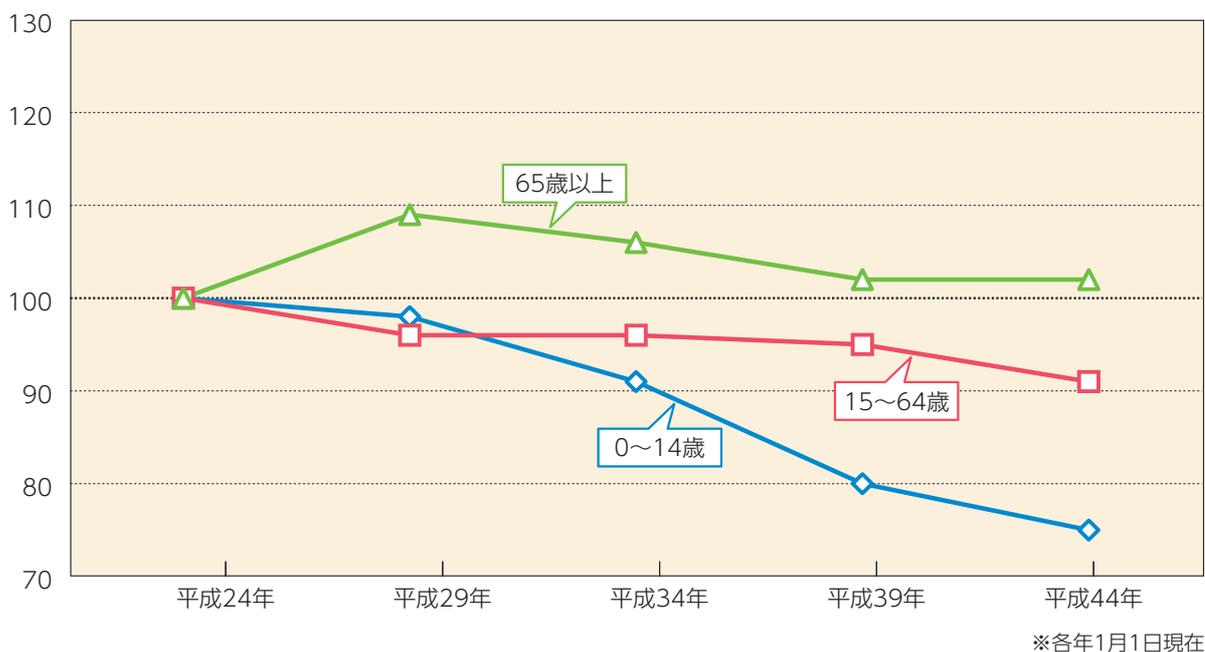
本市においては、総人口はゆるやかに減少に転ずることが予想されています。基本構想の最終年度である平成37年度には、平成24年1月1日現在174,186人であった人口が166,939人となり、7,247人減少する推計となっています。

次に、年齢区分ごとの人口の推移について分析します。

以下のグラフは、平成24年を100としたときの、年齢区分ごとの人口の推移を示しています。

なお、年齢区分は、年少人口である0歳から14歳、生産年齢人口である15歳から64歳、高齢者人口である65歳以上としました。

図2 年齢別の人口の推移

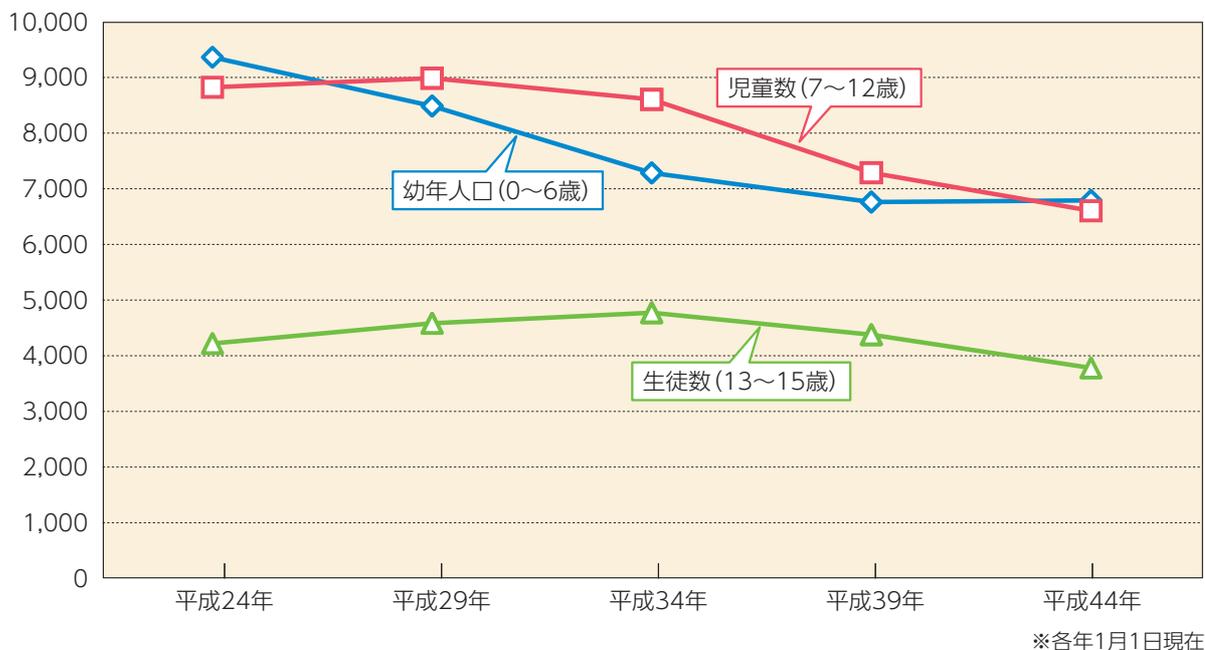


今後20年間で、全体人口が減少していくなか、65歳以上の人口はやや増加し、0~14歳及び15~64歳の人口の割合は減少することが予想されています。

徐々にではありますが、人口構成について、今後20年間で少子高齢社会の進行が予想されています。

図3 年齢別の人口の推移 (年少人口)

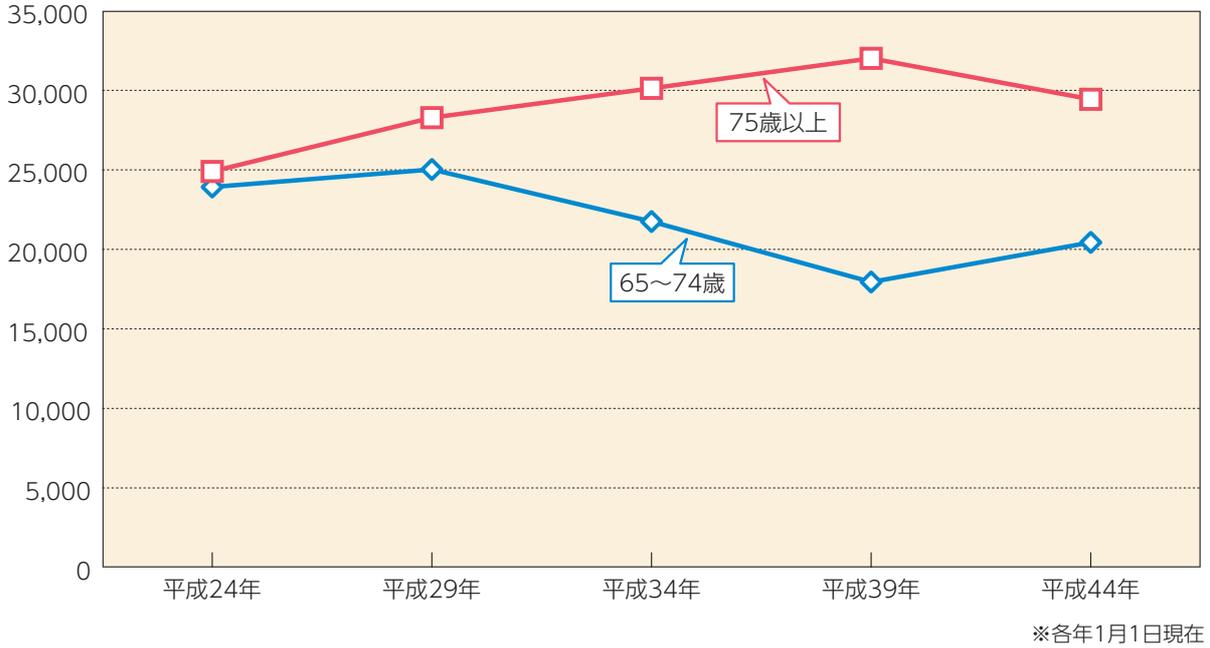
(単位：人)



年少人口を対象に詳細な分析を行うと、年少人口の人口減少は顕著ですが、特に、幼年人口(0~6歳)、児童数(7~12歳)については、今後20年間で、前者が2,572人(27.4%)、後者が2,219人(25.2%)と、急激な減少が予想されています。

図4 年齢別の人口の推移（高齢者人口）

(単位：人)



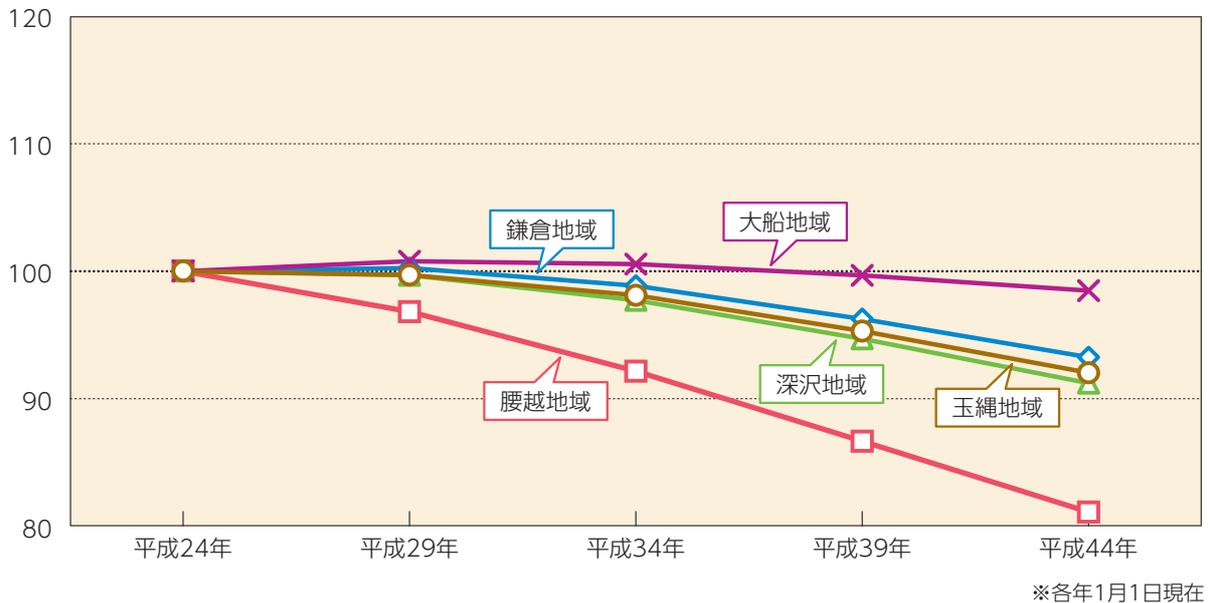
高齢者人口についても詳細な分析を行うと、高齢者人口全体では、その増加は緩やかですが、年齢別に見ると75歳以上のいわゆる後期高齢者の割合が大きく増加することが予想されます。

(2) 地区による推移の違い

本市では、地域によって人口推移の特色が異なるため、次に地域ごとの人口の推移についても詳細な分析を行いました。

平成24年の各地域の人口を100とした場合の、今後20年間の変化についての予想は以下のグラフのとおりです。

図5 人口の推移（地域別）

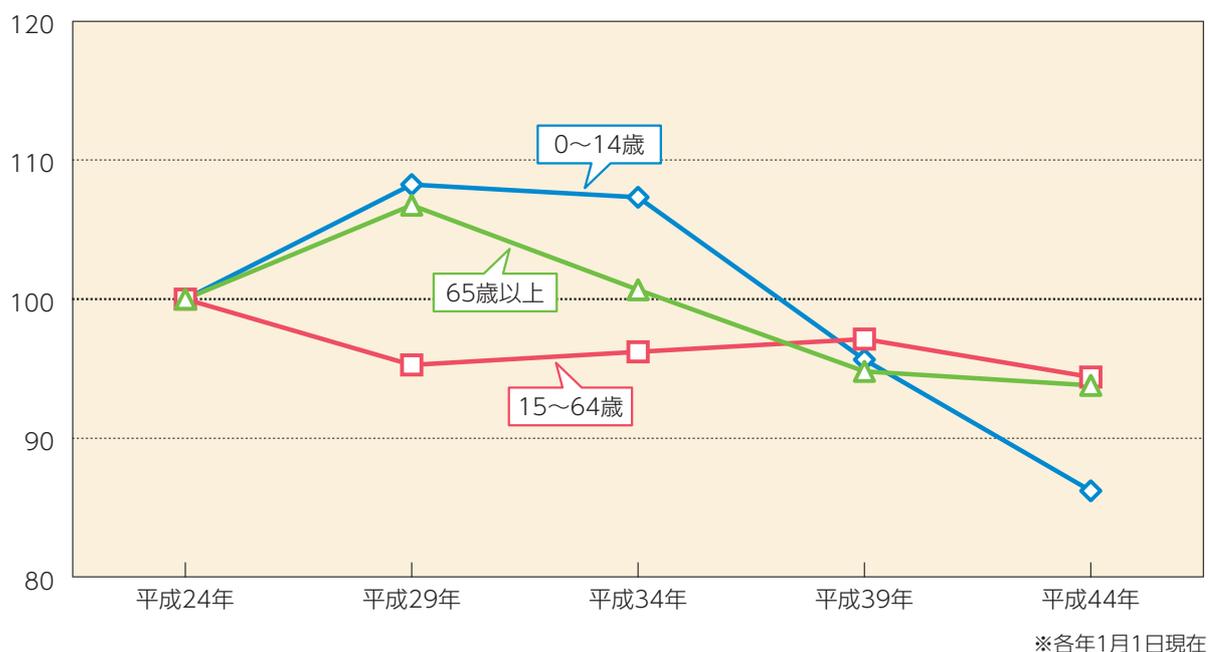


大船地域では、人口はほぼ横ばいで推移することが予想されています。
 また、鎌倉地域、深沢地域及び玉縄地域では、全体としては緩やかに減少していくことが予想されています。

他方、腰越地域では、急激に人口が減少し、20年後には現在の人口から18.9%減少することが予想されます。

上記結果を踏まえ、次に各地域における人口推移について、年少人口、生産年齢人口及び高齢者人口の別に人口の分析を行ったうえで、各地域の特徴や、課題を検討します。

図6 人口の推移（鎌倉地域）

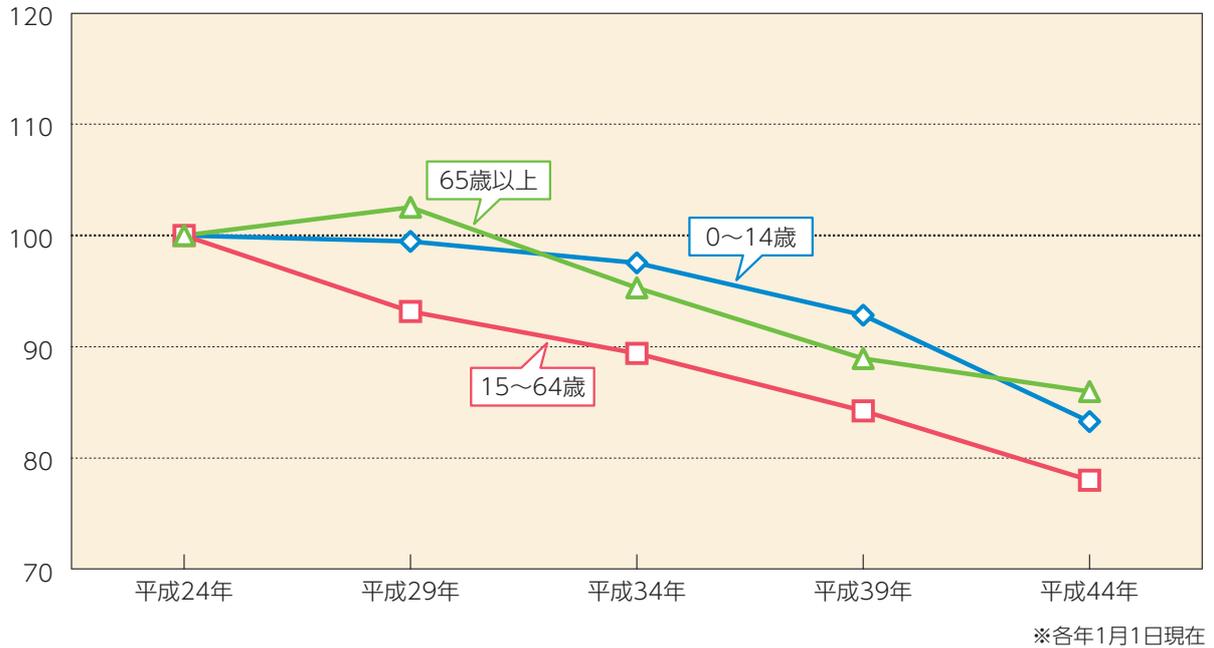


鎌倉地域においては、今後20年間で、0~14歳の人口は771人(13.8%)、15~64歳の人口は1,549人(5.6%)、65歳以上の人口は888人(6.2%)減少することが予想されています。

鎌倉地域全体では、今後20年間で3,209人(6.7%)の減少が予想されており、そのなかでも、0~14歳の人口は約1割減少します。さらに年齢別にみると、0~6歳については582人(23.7%)、7~12歳については302人(12.4%)の減少が予想されます。

各年齢層の全人口に対する割合について、平成24年と20年後を比較すると、0~14歳は11.8%から10.9%に、15歳~64歳は58.1%から58.8%に、65歳以上は30.1%から30.3%に、それぞれ推移することが予想されており、年齢層からみた人口構造に大きな変化がない点も鎌倉地域の特徴であるといえます。

図7 人口の推移（腰越地域）

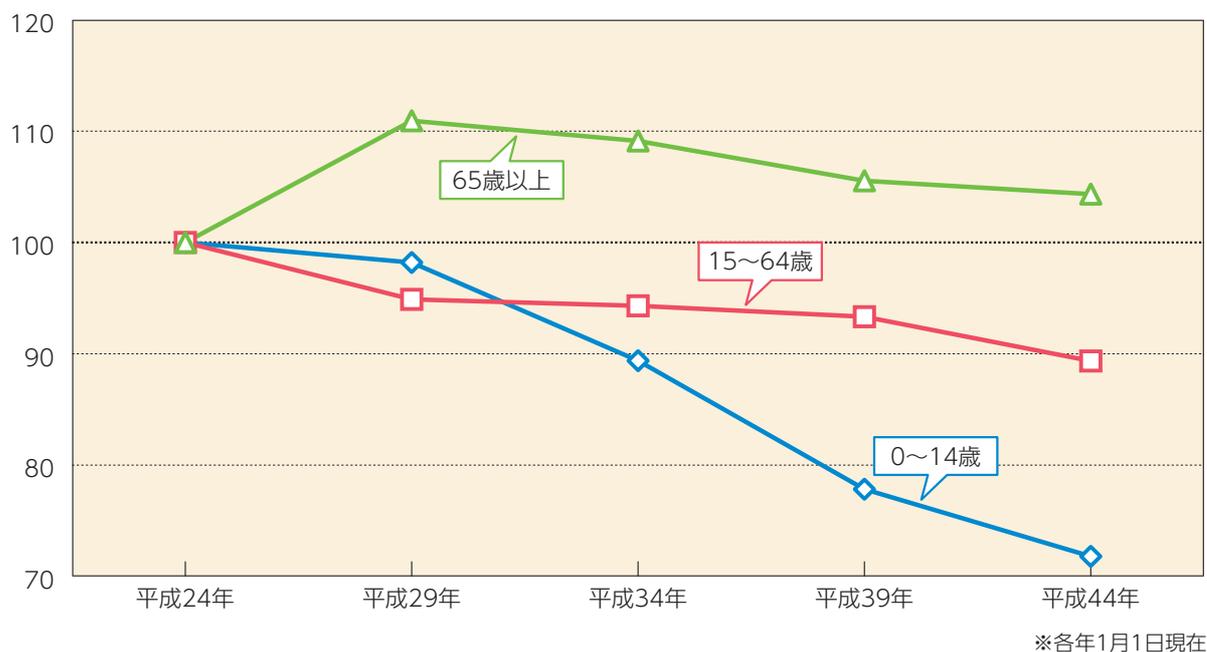


腰越地域においては、今後20年間で、0~14歳の人口は457人(16.7%)、15~64歳の人口は3,170人(22.0%)、65歳以上の人口は1,119人(14.0%)減少することが予想されています。

腰越地域全体では、今後20年間で4,746人(18.9%)の減少が予想されており、全世代において人口が大きく減少する点が腰越地域の特徴です。

各年齢層の全人口に対する割合について、平成24年と20年後を比較すると、0~14歳は10.9%から11.2%に、15歳~64歳は57.4%から55.2%に、65歳以上は31.8%から33.7%に、それぞれ推移することが予想されており、生産人口の人口減少が大きいことから、他の地域と比べ、唯一、年少人口の割合が今後20年で増加すると予想されるのが腰越地域の特徴です。

図8 人口の推移（深沢地域）



深沢地域においては、今後20年間で、0～14歳の人口は1,226人(28.2%)、15～64歳の人口は2,199人(10.6%)減少する一方、65歳以上の人口については、407人(4.3%)増加することが予想されています。

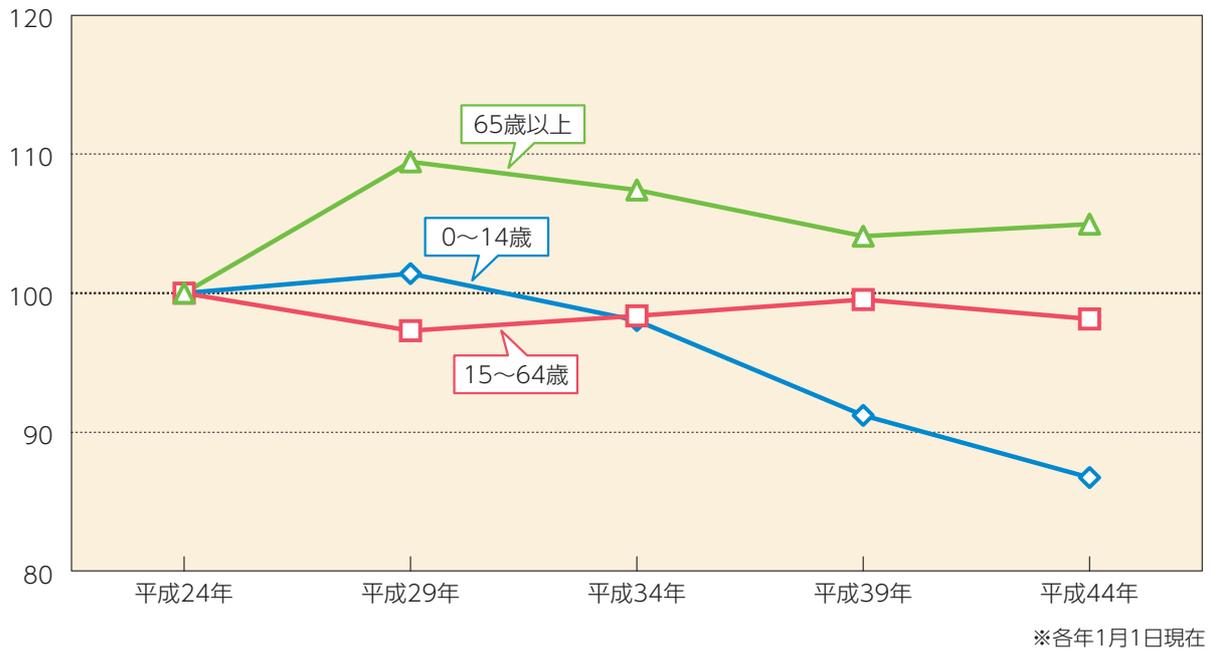
深沢地域全体では、今後20年間で3,018人(8.8%)の減少が予想されており、0～14歳及び15～64歳の人口が大きく減少するなかで、65歳以上の人口が増加する点がこの地域の特徴です。

この推移により、各年齢層の全人口に対する割合は、平成24年と20年後を比較すると、0～14歳は12.6%から10.0%に、15歳～64歳は60.0%から58.9%に、65歳以上は27.3%から31.2%に、それぞれ推移することが予想されています。

また、65歳以上の人口増加の内訳をみると、75歳以上の方の占める割合が、50.8%から59.2%へと大きく増加することが予想されます。

このように、深沢地域では、今後20年間における人口構造の変化が比較的大きいことが分かります。

図9 人口の推移（大船地域）



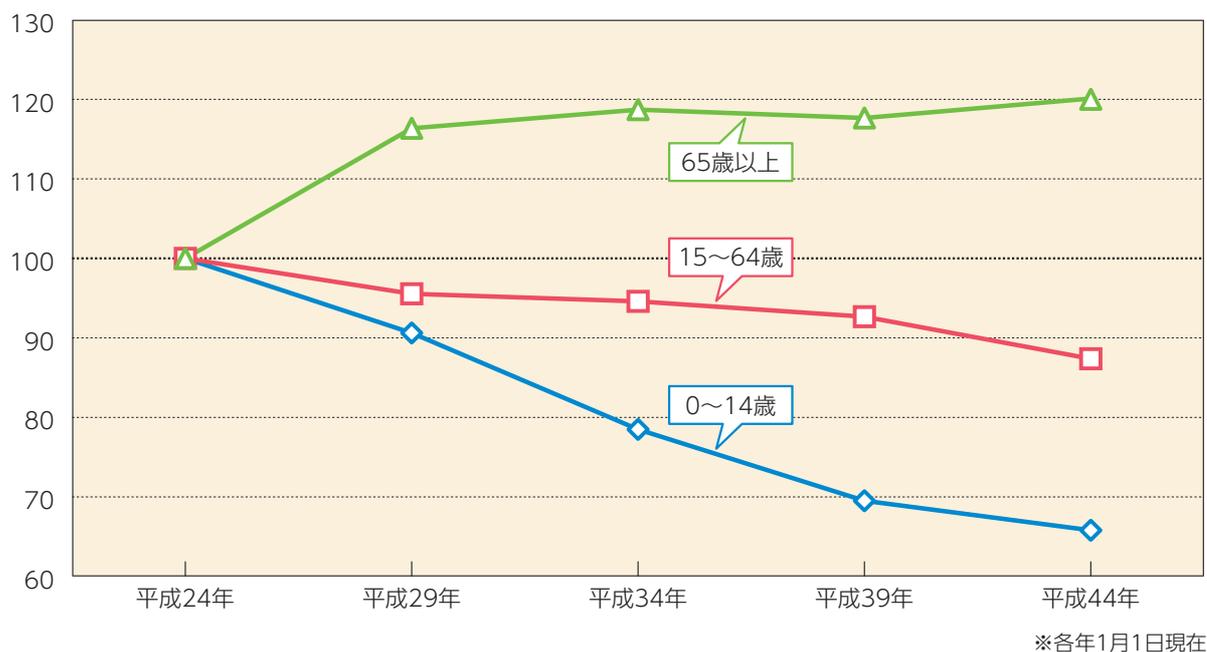
大船地域においては、今後20年間で、0~14歳の人口は658人(13.3%)、15~64歳の人口は493人(1.9%)減少するものの、65歳以上の人口については、513人(5.0%)増加することが予想されています。

大船地域全体では、今後20年間で638人(1.5%)の減少が予想されますが、他地域に比べると人口の減少が緩やかであることが特徴的です。

各年齢層の全人口に対する割合について、平成24年と20年後を比較すると、0~14歳は11.8%から10.4%に、15歳~64歳は63.4%から63.2%に、65歳以上は24.7%から26.3%に、それぞれ推移することが予想されています。

特に0~14歳の年少人口については、今後20年間で、1割程度の減少が予想されており、さらに年齢別に見ると0~6歳及び7~12歳については、それぞれ414人(17.9%)、244人(12.2%)と、大幅な減少が予想されています。

図10 人口の推移（玉縄地域）



玉縄地域においては、今後20年間で、0~14歳の人口は1,178人(34.2%)、15~64歳の人口は2,004人(12.6%)それぞれ減少する一方、65歳以上の人口については、1,177人(20.1%)増加することが予想されています。

玉縄地域全体では、今後20年間で2,005人(5.6%)の減少が予想されており、0~14歳及び15~64歳の人口が大きく減少するなかで、65歳以上の人口が増加することが玉縄地域の特徴です。この特徴は深沢地域と同様ですが、玉縄地域は、よりこの傾向が顕著であるといえます。

各年齢層の全人口に対する割合について、平成24年と20年後を比較すると、0~14歳は13.7%から9.8%に、15歳~64歳は63.1%から60.0%に、65歳以上は23.3%から30.3%に、それぞれ推移することが予想されます。

また、65歳以上の人口増加の内訳をみると、75歳以上の占める割合が、44.5%から60.4%へと増加することが予想されます。

このように、玉縄地域は、他地域と比較して年齢構造の変化が大きく、なかでも高齢社会が進行する速度が早いことが分かります。

(3) 各地域に共通の課題

以上で分析したとおり、本市の人口推移は地域によって異なる特徴があります。また一方で、各地域に共通にみられる特徴もあります。

各地域に共通にみられる特徴として、具体的には、年少人口の減少、後期高齢者の増加があげられます。ここでは、これらに関して詳細に分析することにより、本市において各地域が共通で対応すべき課題を検討します。

① 少子化

各地域で共通の状況として、少子化があげられます。

そのなかでも、今後20年間でみると、0～6歳の幼年人口、7～12歳の児童数の減少が顕著であり、各地域のその推移は以下のグラフのとおりです。

図11 幼年人口の推移（地域別）

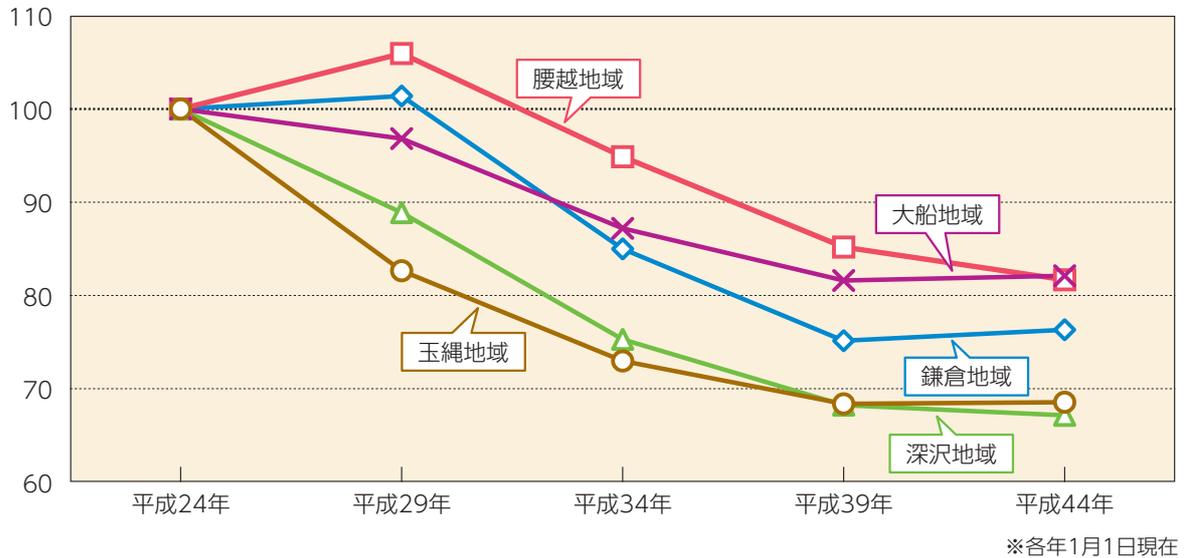
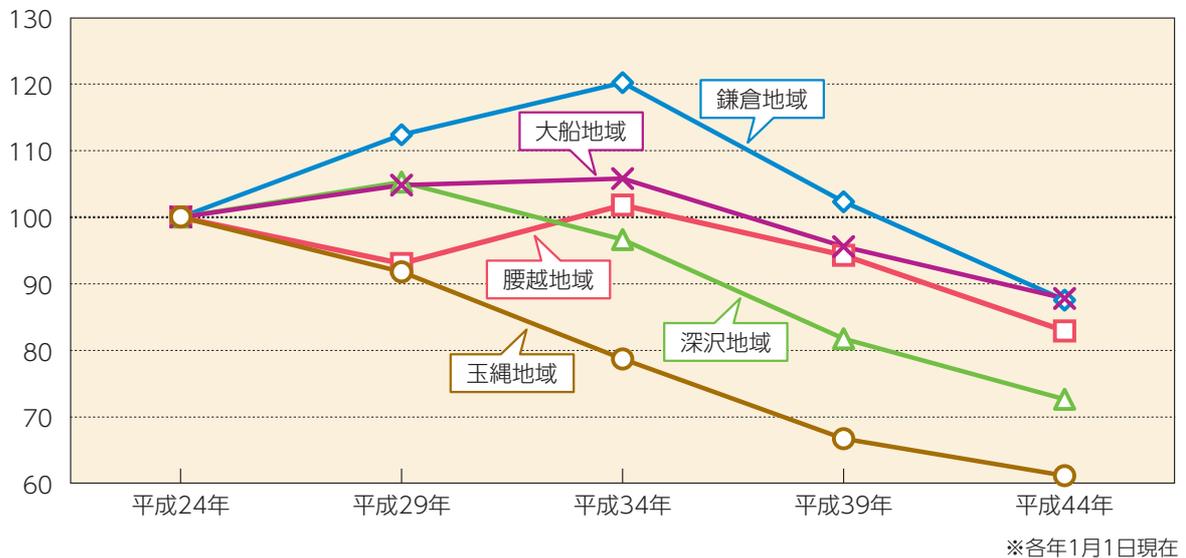
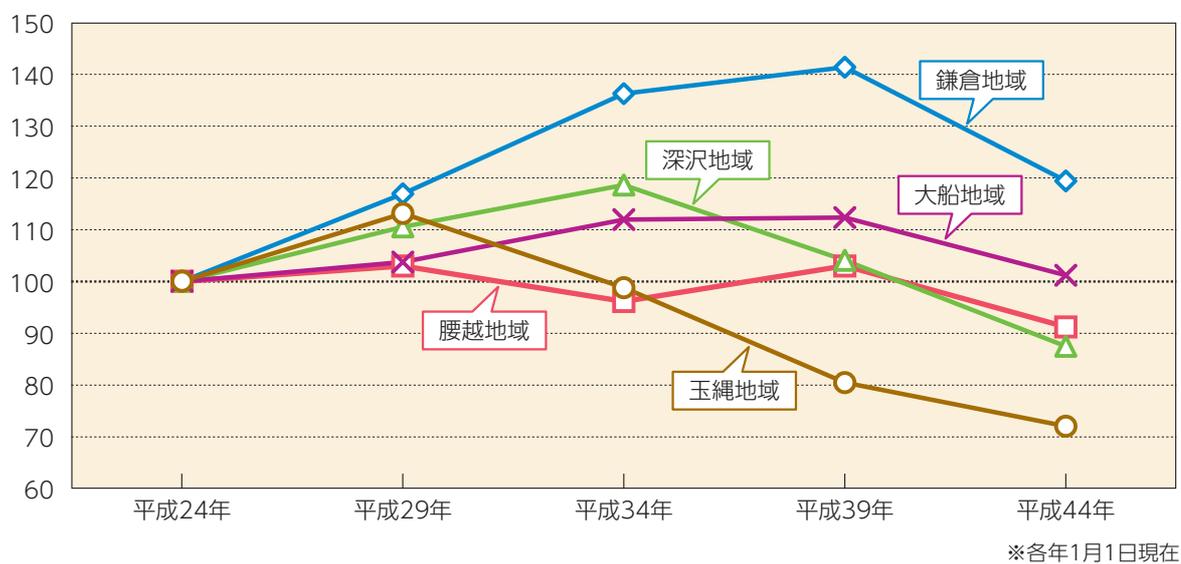


図12 児童数の推移（地域別）



13～15歳の生徒数について、今後20年間でみると、減少する地域がある一方で、鎌倉地域では増加、大船地域ではほぼ横ばいに推移することが予想されます。

図13 生徒数の推移（地域別）



年少人口の変動を踏まえたうえで、幼稚園、小学校や保育所といった年少人口に関連する教育・福祉施設の最適保有量の検討を行う必要があるということが分かります。

② 高齢社会

本市全体としては人口の減少が予想されるなかで、65歳以上の高齢者人口については、地域によっては増加します。また、本市全体でも、高齢者人口の割合は、今後20年で増加することが予測されます。

高齢者のなかでも、特に75歳以上の後期高齢者の割合の増加は顕著であり、各地域のその推移は以下のグラフのとおりです。

図14 後期高齢者数の推移（地域別）

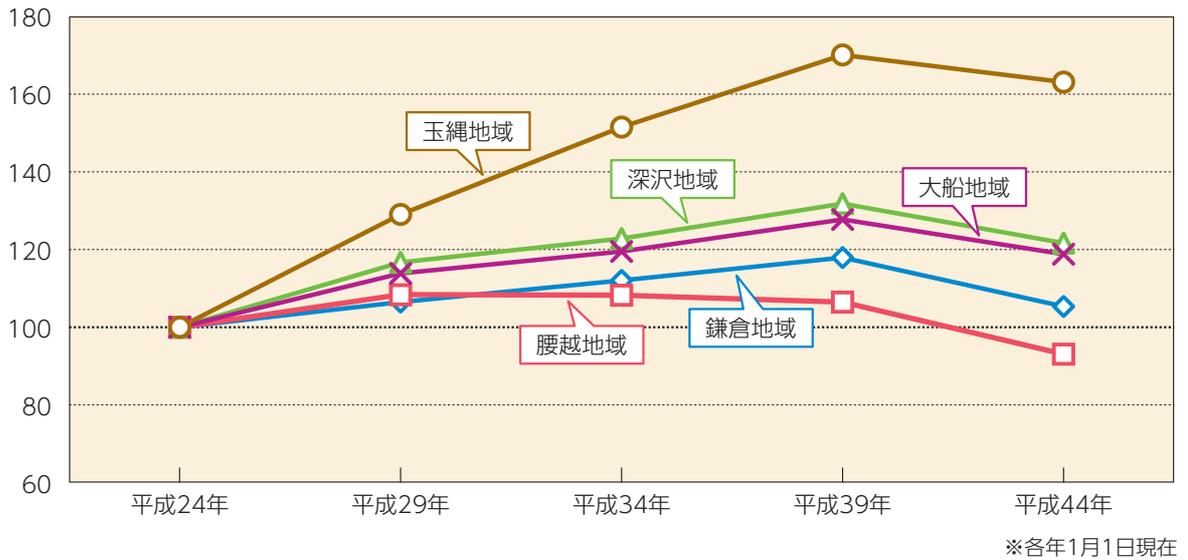
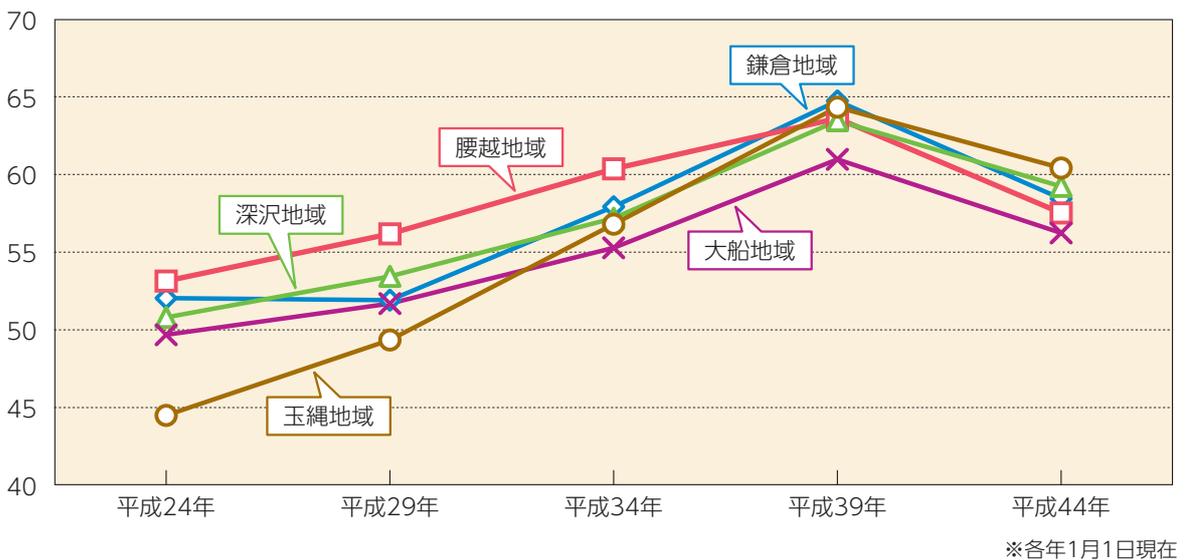


図15 高齢者人口に占める後期高齢者割合の推移（地域別）

（単位：％）



高齢者人口に占める後期高齢者の人口の割合は、各地域共通に、今後20年間で大幅に増加することが予想されます。

後期高齢者については、医療や介護といった福祉サービスの必要性が特に高いことから、今後、高齢者医療の充実、介護事業や介護予防事業の充実といったさらなる高齢者福祉の推進が必要になると考えられます。

Ⅱ. 財政

(1) 歳入

本市の歳入は、市独自の財源である自主財源と、収入の源泉を国や県に依存している依存財源に分類されます。

本市の自主財源は、歳入の約7割を占め、残りの約3割を依存財源が占めています。自主財源のほとんどは地方税であり、依存財源は主に、国庫支出金、県支出金、地方債です。

表1 歳入に占める自主財源及び依存財源の割合（普通会計）

（単位：百万円）

区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
自主財源	44,325	78.8%	43,308	73.0%	41,580	68.3%	42,069	73.3%
うち地方税	37,120	66.0%	35,922	60.6%	34,818	57.2%	34,740	60.6%
依存財源	11,942	21.2%	16,012	27.0%	19,319	31.7%	15,294	26.7%
うち国庫支出金	3,749	6.7%	7,509	12.7%	6,143	10.1%	6,244	10.9%
うち県支出金	2,431	4.3%	2,601	4.4%	2,827	4.6%	3,093	5.4%
うち地方債	2,785	4.9%	3,011	5.1%	7,574	12.4%	3,065	5.3%
歳入計	56,267	100.0%	59,320	100.0%	60,899	100.0%	57,363	100.0%

※各項目における割合は構成比率を示し、端数計算の関係上、合計が100%にならない場合があります。

本市の自主財源の中心である市税収入については、平成20(2008)年度以降は減少傾向にあります。これは、主に平成20(2008)年度に発生したリーマンショックによる経済状況の低迷と平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災の影響によるものです。景気の低迷と少子高齢社会の影響により依然として市税収入の安定的確保は不透明な状況にあるといえます。

(2) 歳出

本市の歳出の約5割は、人件費・扶助費(生活保護、児童福祉等に関する給付)・公債費(過去に起債した地方債の元金及び利子)などの義務的経費で占められています。

表2 歳出に占める各歳出区分の割合（普通会計）

（単位：百万円）

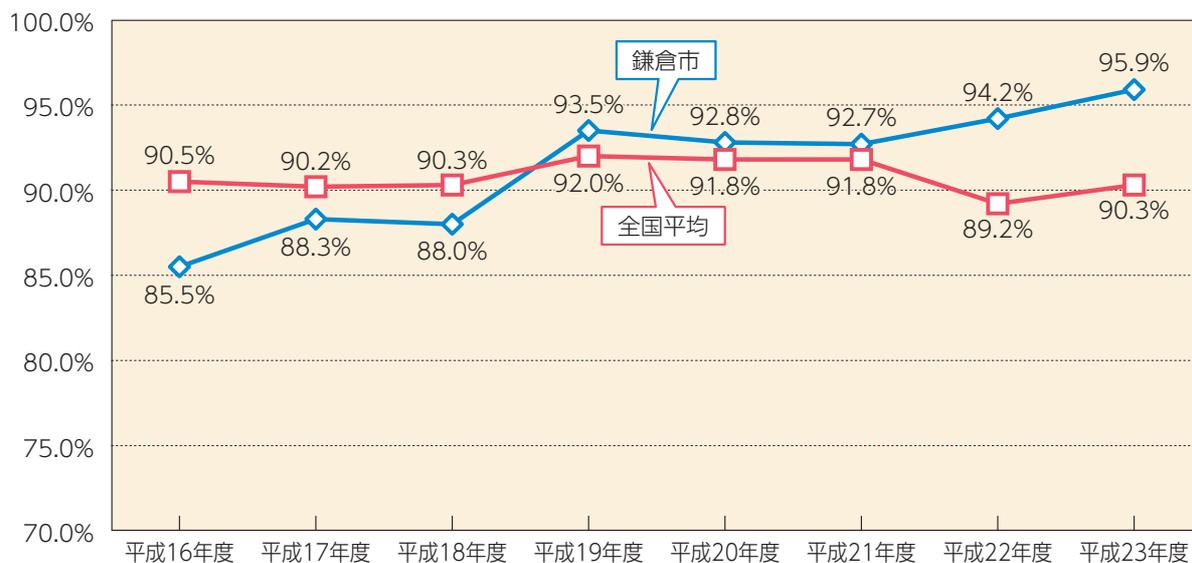
区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
人件費	15,885	29.1%	15,227	26.7%	14,600	24.6%	14,706	26.5%
扶助費	6,630	12.1%	6,719	11.8%	9,520	16.0%	10,225	18.4%
公債費	6,197	11.3%	5,691	10.0%	5,445	9.2%	5,055	9.1%
義務的経費計	28,713	52.6%	27,638	48.4%	29,566	49.8%	29,987	54.1%
物件費	7,995	14.6%	8,208	14.4%	8,011	13.5%	8,244	14.9%
繰出金	8,044	14.7%	7,980	14.0%	6,951	11.7%	7,296	13.2%
投資的経費	5,274	9.7%	5,272	9.2%	9,121	15.4%	5,642	10.2%
その他	4,600	8.4%	7,975	14.0%	5,707	9.6%	4,302	7.8%
歳出合計	54,628	100.0%	57,075	100.0%	59,358	100.0%	55,473	100.0%

※各項目における割合は構成比率を示し、端数計算の関係上、合計が100%にならない場合があります。

義務的経費の水準を示し、財政構造の硬直化の状況を表す指標として、経常収支比率という指標があります。経常収支比率は、人件費や扶助費、公債費のように毎年経常的に支出される経費に、市民税など用途が特定されておらず毎年経常的に収入される財源(経常一般財源)が、どの程度の割合になっているかを示すもので、財政構造の弾力性、つまり自由に使える財源が多いか少ないかを判断するための指標です。

図1のグラフから分かるとおり、経常収支比率は増加(悪化)傾向にあり、財政構造の硬直化が進んでいることがわかります。

図1 経常収支比率の推移



※経常収支比率は、高いほど財政構造が硬直化していることを示します。

図2のグラフから分かるとおり、扶助費に注目すると、高齢社会の進行に伴い今後も増加していくことが見込まれています。扶助費の伸びは義務的経費の拡大をもたらすことになるため、経常収支比率を悪化させることにつながり、財政構造の硬直化をもたらすことになります。

図2 扶助費の推移

(単位：百万円)



(3) 企業会計的手法に基づく財政状況

① 資産と負債の状況

本市では、資産・債務の適切な管理、市民に対する情報開示による透明性の向上、説明責任の履行と行政経営への活用を目的として、総務省の「新地方公会計制度実務研究会報告書」で示された総務省方式改訂モデルによる財務4表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)を作成しています。平成23(2011)年度の資産総額は265,196百万円、負債総額は60,412百万円、純資産総額は204,784百万円となっています。

資産のうち、道路などの生活インフラや学校などの公共施設などを含む公共資産は、252,704百万円となっており、資産総額の95.3%とそのほとんどを占めています。

負債は、本市が形成してきた資産について将来世代が負担しなければならないものであり、純資産はこれまでの世代が負担してきたものといえます。平成23(2011)年度における資産総額に占める負債の割合は22.8%、純資産の割合は77.2%となっています。平成23(2011)年度の負債は60,412百万円となっており、平成20(2008)年度の62,502百万円と比較して2,090百万円減少していることが分かります。

表3 資産の経年変化 (普通会計)

(単位：百万円)

区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
公共資産	212,622	94.9%	271,185	96.0%	245,855	95.4%	252,704	95.3%
投資等	7,318	3.3%	6,855	2.4%	6,535	2.5%	6,081	2.3%
流動資産	4,065	1.8%	4,482	1.6%	5,432	2.1%	6,411	2.4%
合計	224,005	100.0%	282,522	100.0%	257,822	100.0%	265,196	100.0%

※各項目における割合は構成比率を示し、端数計算の関係上、合計が100%にならない場合があります。

表4 負債及び純資産の経年変化 (普通会計)

(単位：百万円)

区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
固定負債	55,496	24.8%	53,159	18.8%	56,145	21.8%	54,018	20.4%
流動負債	7,006	3.1%	6,931	2.5%	6,298	2.4%	6,394	2.4%
負債合計	62,502	27.9%	60,090	21.3%	62,443	24.2%	60,412	22.8%
純資産	161,503	72.1%	222,432	78.7%	195,380	75.8%	204,784	77.2%
合計	224,005	100.0%	282,522	100.0%	257,823	100.0%	265,196	100.0%

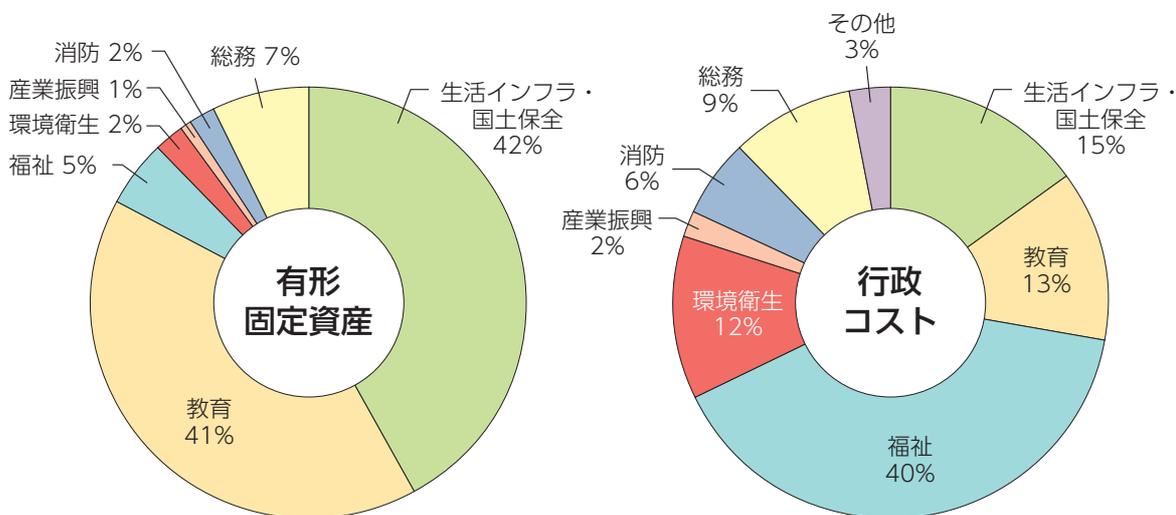
※各項目における割合は構成比率を示し、端数計算の関係上、合計が100%にならない場合があります。

② 行政目的別にみた有形固定資産と行政コストの割合

本市が保有している資産は、そのほとんどが公共資産で占められています。そのうち、現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産である売却可能資産を除く有形固定資産について、行政分野ごとの資産形成の割合をみると、平成23(2011)年度では、道路、街路などの生活インフラ・国土保全が42%で最も多く、続いて小・中学校などの教育が41%となっています。

また、平成23(2011)年度の行政コスト計算書で、行政分野別の行政コストの割合をみると、有形固定資産の割合とは異なり、保育、高齢者、障害者などへの拠出などを含む福祉の割合が40%を占めています。一方、生活インフラ・国土保全はインフラ資産が多く、その維持補修などのコストが必要であるにも関わらず15%の行政コスト割合となっていることが分かります。

図3 平成23年度 行政目的別割合（平成23年度貸借対照表・行政コスト計算書、普通会計）



③ 公共施設の老朽化の状況

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に比べ減価償却がどのくらい進んでいるか、把握することができます。また、これらを目的別に分類することにより、目的別の資産老朽化比率を求めることが可能となります。

資産老朽化比率(%) =

$$\text{減価償却累計額} \div (\text{有形固定資産合計} - \text{土地} + \text{減価償却累計額}) \times 100$$

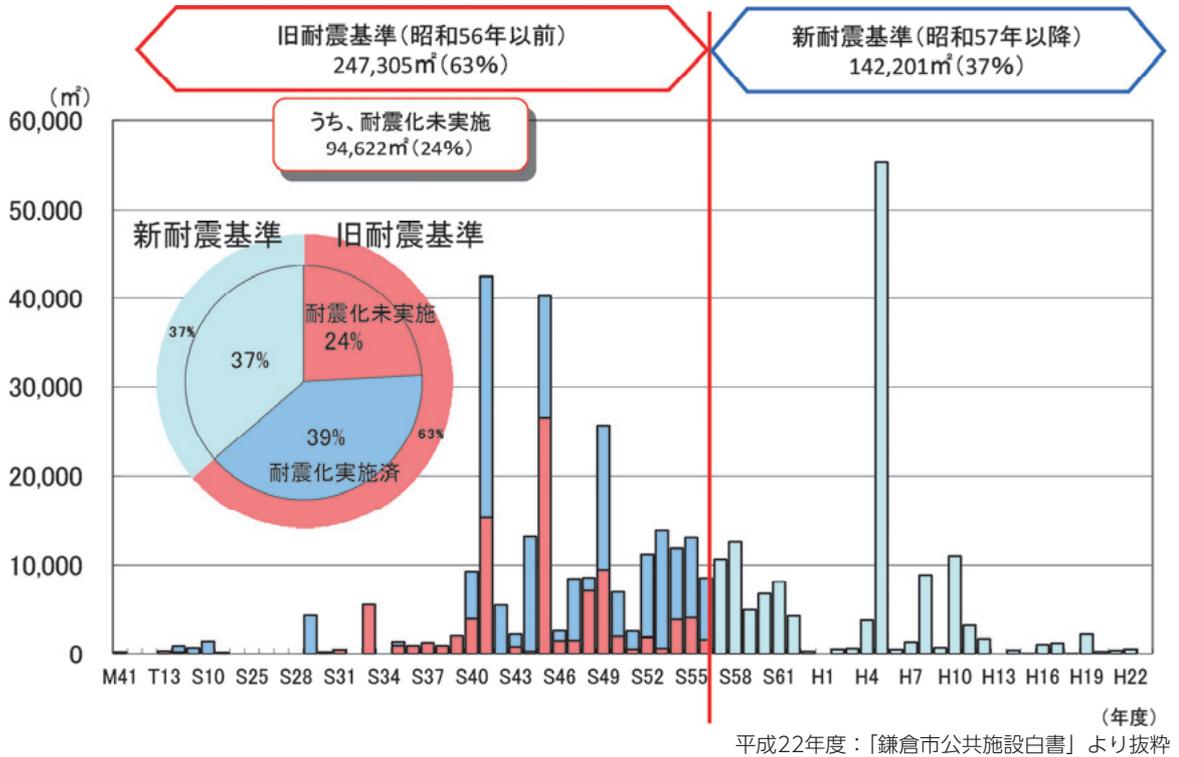
表5 資産老朽化比率（平成23年度普通会計）

（単位：百万円）

行政目的	有形固定資産 (a)	土地 (b)	減価償却累計額 (c)	老朽化比率 (c) ÷ ((a) - (b) + (c))
生活インフラ・ 国土保全	105,275	82,511	20,575	47.5%
教育	104,294	73,104	23,485	43.0%
福祉	12,528	10,117	2,184	47.5%
環境衛生	4,695	2,891	3,796	67.8%
産業振興	1,931	1,264	744	52.7%
消防	4,150	1,718	4,320	64.0%
総務	18,367	15,359	5,140	63.1%
有形固定資産合計	251,239	186,964	60,244	48.4%

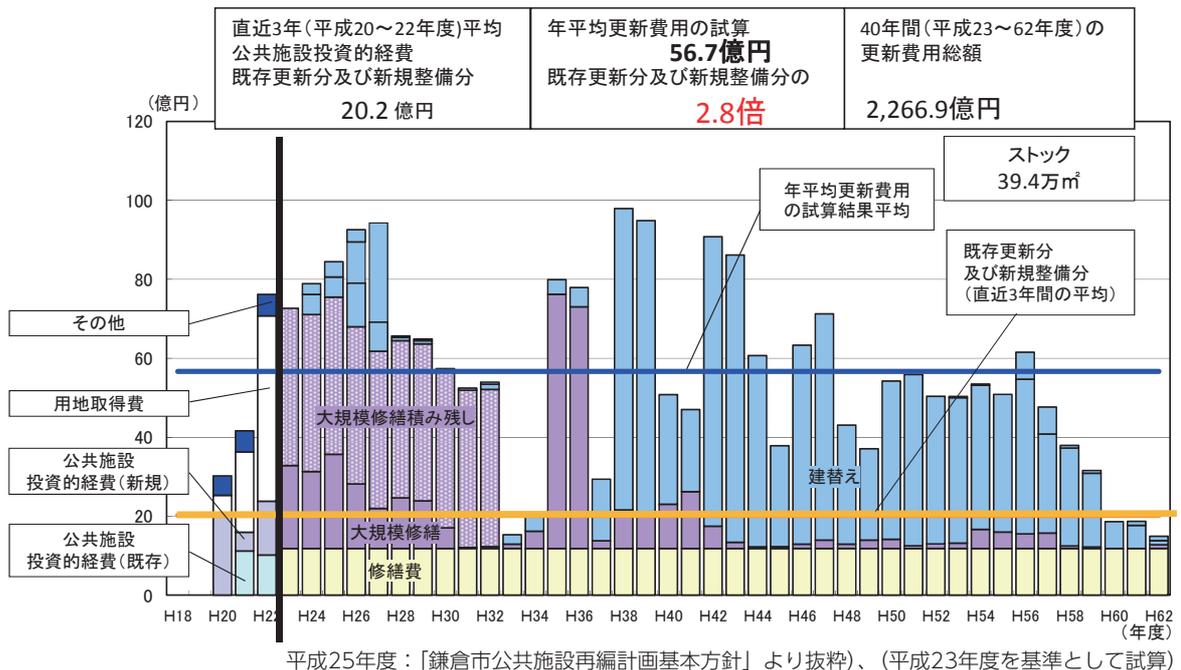
公会計上、本市の資産老朽化比率は48.4%と高水準となっており、公共施設の老朽化が進行しています。特に平成24(2012)年3月作成の「鎌倉市公共施設白書」によると公共建築物で耐震補強が必要になるのは旧耐震基準によって建設された昭和56(1981)年以前の施設で全体の63%になります。本市では、学校施設を含む施設の耐震化を進めてきたため、旧耐震基準のうち39%については耐震化が実施済となっていますが、依然として24%については耐震化が未実施となっています。そのため、今後も耐震補強に関する支出が見込まれます。

図4 公共施設の耐震化状況



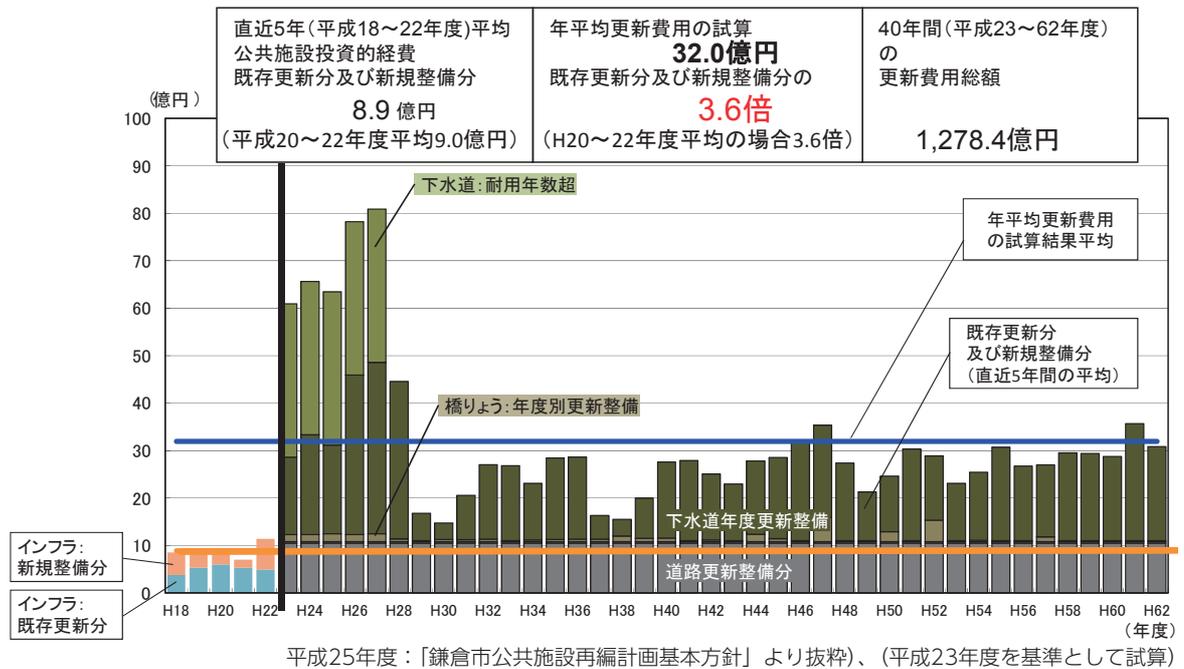
また、図4のとおり、昭和40年代から50年代に多くの公共建築物が整備されており、今後、これらの施設が更新の時期を迎えます。現在の施設をすべて維持していくことと仮定した場合に将来負担が必要となる更新コストの試算は、図5のグラフのとおりです。直近3年間(平成20(2008)～22(2010)年度)に本市が公共建築物に投入している経費の約2.8倍の経費が毎年必要となることが分かります。

図5 将来負担予測コスト(公共建築物)



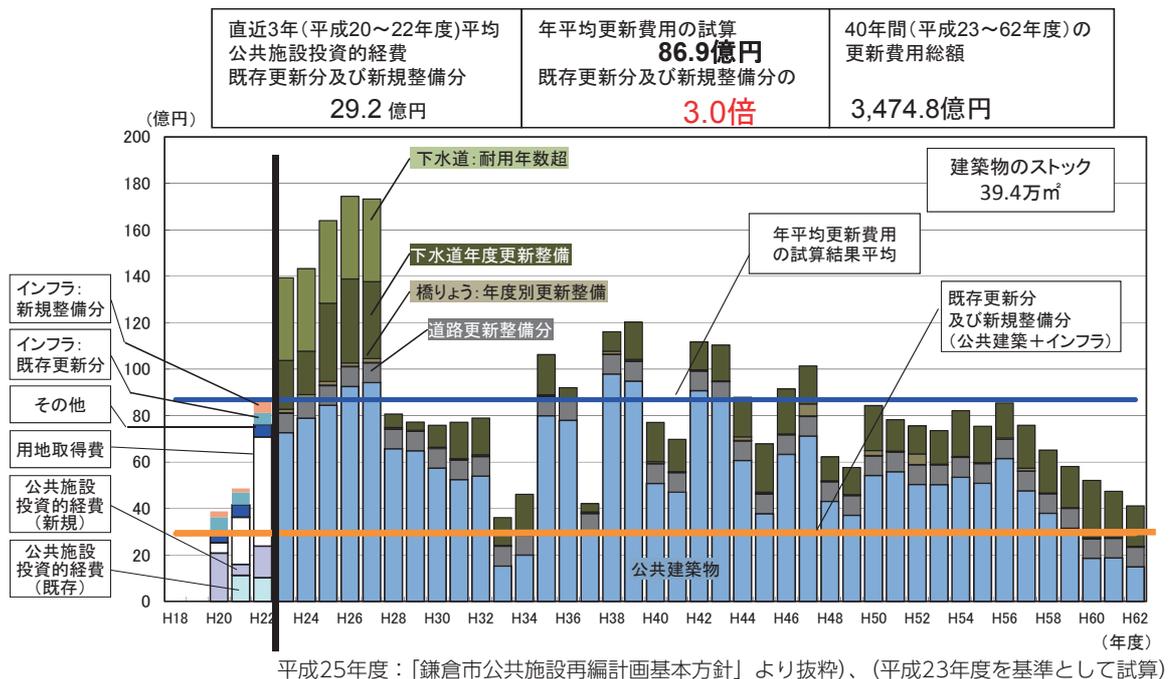
さらに、公共施設の更新問題を考える際、建築物のみならず、同じ公共施設であるインフラの維持管理についても考慮していく必要があります。公共建築物と同様にインフラの将来負担が必要となる更新コストを試算すると図6のグラフのとおりで、直近3年間(平成20(2008)～22(2010)年度)に本市がインフラに投入している経費の約3.6倍の経費が毎年必要となることが分かります。

図6 将来負担予測コスト（インフラ）



そして、建築物とインフラの両方の将来負担が必要となる更新コスト試算を合計したものが図7のグラフのとおりです。

図7 将来負担予測コスト（公共建築物とインフラ）



Ⅲ. 施策の分野に対応する個別計画

総合計画書		法定 計画	計 画 名 称	計画期間		計画所管課			
章	分野			開始 年度	終了 年度				
基礎条件		○	鎌倉市都市マスタープラン	10	～	まちづくり景観部	都市計画課		
			鎌倉市環境基本計画<第2期改訂版>	18	27	環境部	環境政策課		
		○	鎌倉市緑の基本計画	8	42	まちづくり景観部	みどり課		
計画の推進に 向けた考え方			鎌倉市公共施設再編計画基本方針	25	～	経営企画部	経営企画課		
			鎌倉市公共施設再編計画	26	～		行革推進課		
			新鎌倉行政経営戦略プラン	23	27				
			鎌倉市第3次職員数適正化計画	24	27				
			鎌倉市財政計画	24	27	総務部	財政課		
			土地開発公社の経営の健全化に関する計画	25	29				
		○	鎌倉市地域防災計画	S39	～	防災安全部	総合防災課		
		○	鎌倉市緑の基本計画	8	42	まちづくり景観部	みどり課		
		○	鎌倉市景観計画	18	～		都市景観課		
			鎌倉市交通マスタープラン	9	～		交通計画課		
			第2期鎌倉市観光基本計画	18	27		市民活動部	観光商工課	
			鎌倉市環境基本計画	18	27	環境部	環境政策課		
第1章	平和		—						
	人権		かまくら人権施策推進指針(改訂版)	25	～	経営企画部	文化人権推進課		
	多文化共生社会	○	かまくら21男女共同参画プラン(第2次)	24	33				
第2章	歴史環境		史跡永福寺跡保存整備基本計画	9	～	文化財部	文化財課		
			(仮称) 鎌倉博物館展示等整備計画	21	～				
		○	鎌倉市緑の基本計画	8	42	まちづくり景観部	みどり課		
	文化		鎌倉市文化推進プラン21(改訂版)	26	31	経営企画部	文化人権推進課		
		(仮称) 鎌倉美術館諸室配置等整備計画	21	～					
第3章	みどり	○	鎌倉市緑の基本計画	8	42	まちづくり景観部	みどり課		
	都市景観	○	鎌倉市景観計画	18	～	まちづくり景観部	都市景観課		
			○	鎌倉市環境基本計画<第2期改訂版>	18	27	環境部	環境政策課	
			鎌倉市エネルギー基本計画	26	42				
		○	鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画	19	27				
		○	鎌倉市環境教育推進計画	19	27				
	生活環境		○	第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画	18	27		環境部	資源循環課
			○	第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画生活排水処理基本計画	18	27			
		○	鎌倉市分別収集計画(第7期)	26	30				
			海浜ベルト総合整備構想	11	37	環境保全課			
第4章	健康福祉		鎌倉市健康福祉プラン	18	27	健康福祉部	福祉総務課		
			○	鎌倉食育推進計画	25		29	市民健康課	
			○	鎌倉市高齢者保健福祉計画	24		26	高齢者いきいき課	
			○	鎌倉市障害者基本計画	24		29	障害者福祉課	
			○	鎌倉市障害福祉サービス計画	24		26		
		○	鎌倉市地域防災計画	S39	～	防災安全部	総合防災課		

総合計画書		法定 計画	計 画 名 称	計画期間		計画所管課	
章	分野			開始 年度	終了 年度		
第4章	子育て	○	鎌倉市次世代育成きらきらプラン(後期計画)	22	26	こどもみらい部	こどもみらい課
		○	(仮称)鎌倉市子ども・子育て支援事業計画	27 (予定)	31 (予定)		
			鎌倉市立保育園の民営化計画	18	～		
	学校教育		かまくら教育プラン	16	～	教育部	教育総務課
	青少年育成	○ 努力規定	鎌倉市子ども・若者育成プラン	23	27	こどもみらい部	青少年課
	生涯学習		鎌倉市生涯学習プラン	23	32	教育部	教育総務課 (生涯学習センター)
			第2次鎌倉市子ども読書活動推進計画	25	29		中央図書館
		第2次図書館サービス計画	26	～			
スポーツ・レクリエーション	○	鎌倉市スポーツ振興基本計画	17	37	市民活動部	スポーツ課	
第5章	防災・安全		鎌倉市危機管理対処方針	18	～	防災安全部	危機管理課・ 総合防災課
		○	鎌倉市地域防災計画	539	～	防災安全部	総合防災課
		○	鎌倉市緊急事態対策計画(総論編)	25	～		危機管理課
			地震災害時業務継続計画(第1次)	25	～		
		○	鎌倉市国民保護計画	18	～		
		○	鎌倉市耐震改修促進計画	19	～	都市調整部	建築指導課
		鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン	20	～	防災安全部	市民安全課	
	市街地整備	○	鎌倉市都市マスタープラン	10	～	まちづくり景観部	都市計画課
			深沢地域の新しいまちづくり基本計画	16	～	拠点整備部	深沢地域整備課
			古都中心市街地まちづくり構想	12	～		再開発課
			鎌倉駅西口周辺まちづくり基本計画	14	～		
			大船駅周辺地区都市づくり基本構想 (大船駅周辺地域総合整備構想)	6	～		
			大船駅南部地区のまちづくり基本方針	11	～		
			鎌倉芸術館周辺地区のまちづくり基本方針	11	～		
			(仮称)大東橋周辺地区まちづくり基本構想(案)	11	～		
			大船駅東口第2地区基本計画(案)	23	～		
	総合交通		鎌倉市交通マスタープラン	9	～		まちづくり景観部
		○	鎌倉市交通安全計画	23	27	防災安全部	市民安全課
			鎌倉市自転車安全総合推進計画	25	～		
	道路整備		鎌倉市橋りょう長寿命化修繕計画	24	27	都市整備部	道路課
	住宅・住環境		鎌倉市住宅マスタープラン	18	27	都市整備部	建築住宅課
			鎌倉市営住宅ストック総合活用計画	15	～		
			鎌倉市営住宅長寿命化計画	22	31		
下水道・河川		鎌倉市下水道マスタープラン	18	27		下水道河川課	
		鎌倉市下水道中期ビジョン	24	33			
		鎌倉市下水道総合浸水対策計画	20	～			
第6章	産業振興		鎌倉市商工業振興指針	24	27	市民活動部	観光商工課
		○	農業振興地域整備計画	8	～		産業振興課
	観光		第2期鎌倉市観光基本計画	18	27		観光商工課
	勤労者福祉		—				
	消費者対策		—				

2. 第3期基本計画の策定過程

I. 第3次鎌倉市総合計画 基本構想一部修正及び次期基本計画策定方針

第3次鎌倉市総合計画 基本構想一部修正及び次期基本計画策定方針

経営企画課
平成24年9月

1 趣旨

第3次鎌倉市総合計画は、平成8年3月に策定され、平成37年度までの基本構想、平成27年度までの基本計画を定めています。市では、基本構想に掲げた将来都市像である「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」の実現に向けた市政運営を進めてきました。

現行基本計画は、人口減少社会の到来、右肩上がりの経済の終焉といった社会経済状況の下、新しい時代の社会変化に対応した「元気で輝く鎌倉」をつくるための計画として平成18年に策定し、これまでに前期・中期・後期の3期の実施計画に取り組んできました。

平成24年度にスタートした後期実施計画は、景気の低迷により市の歳入の根幹を成す市税収入に大きな改善が見込めない中、中期実施計画からの継続事業に新たな事業が加わったことにより、計画規模が拡大し、大きな財源不足が生じる結果となりました。

加えて、公共施設の老朽化に伴う維持管理・建替費用の増大や、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」を踏まえた安全・安心なまちづくり、特に、14mを超えると予測される大津波に対する防災・減災対策は、本市における新たな、そして緊急を要する課題であり、現在策定中の地域防災計画に基づいた取組が急務となっています。

このような中で、「鎌倉」に住むこと、訪れることの素晴らしさを、市民はもとより、世界中の方々に再確認してもらえるよう、もう一度、基本構想における将来都市像の実現に向けたまちづくりを力強く進めていかなければなりません。

そのためには、今こそ、危機的状況にある、硬直化した行財政運営を改め、持続可能な都市経営^{*1}をこれまで以上に推進するとともに、市民力・地域力を発揮し、鎌倉が誇る資源を活かしながら、新しい魅力を創造し続けることが重要です。計画の策定にあたっては、このような認識に基づいた、新たな視点からの対応が求められます。

そこで、今回、基本構想を一部修正するとともに、現行基本計画の見直しに着手し、次期基本計画を前倒しして策定しようとするものです。

※1 本市の財政規模に見合った事業を展開しつつ、将来の緊急的課題への対応を見越した堅実な行財政運営を行うこと。

2 総合計画の概要について

(1) 総合計画の全体構成

第3次鎌倉市総合計画は、これまでどおり基本構想・基本計画・実施計画の三層構造で構成することとします。

(2) 総合計画の期間

社会環境に柔軟に対応するため、「基本計画」、「実施計画」の計画期間を見直します。

ア 「基本構想」 30年間(平成8年度～37年度)

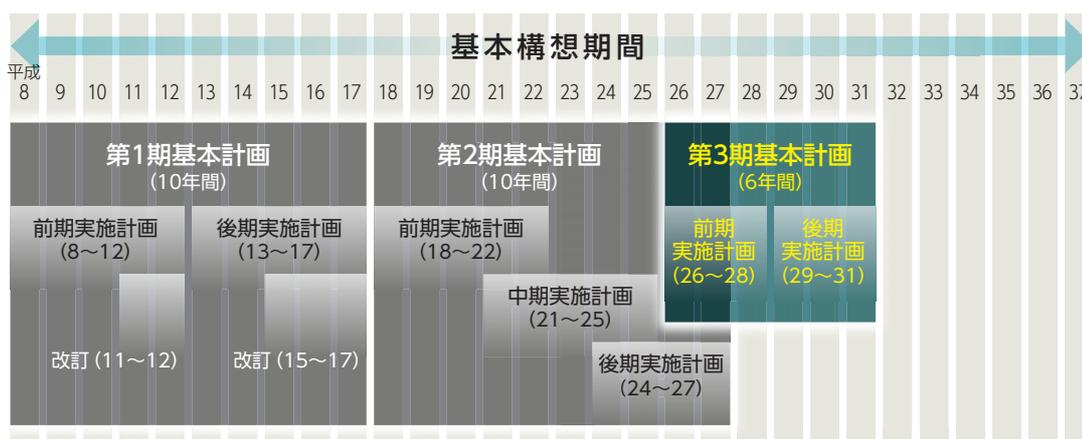
現行基本構想どおり、平成8年度から37年度までの30年間とします。

イ 「基本計画」 6年間(平成26年度～31年度)

基本構想と連動した基本計画期間は、6年間とします。

ウ 「実施計画」 3年間(平成26年度～28年度)

実施計画は、前期・後期のそれぞれ3年間とします。



3 基本構想の一部修正について

現行基本構想を踏襲する中で、次の部分について一部修正を行うこととします。

- (1) 「第2章 将来都市像と将来目標」のうち、「6つの将来目標とその方向」について、政策分野の適正な目標設定と管理を行うとともに、施策の強化に向けた市としての姿勢を明らかにするために、施策体系の再整理を行います。(例：基本構想の「4 健やかで心豊かに暮らせるまち (1) 健康で生きがいにみちた福祉のまちをめざします」、 「5 安全で快適な生活を送れるまち」の細分化など。)
- (2) 「第3章 基本構想の基礎的な指標」のうち、「1.人口」については、平成23年度に実施した「鎌倉市将来人口推計調査」を踏まえ、目標年度である平成37年の将来人口を14万人から16万7千人に時点修正します。それに伴い影響が見込まれる今後の財政見通しや施策展開について、財政分析の中で明らかにしていきます。

「第4章 基本構想の実現に向けて」のうち、前述の趣旨に鑑み、「1.市民参画・協働」については、市民力・地域力をより一層発揮するという視点から記述を改めます。
また、「4.効率的な行財政運営」については、持続可能な都市をめざすための行財政運営、財源確保策の検討、事業の選択と集中、行財政改革とのさらなる連携の強化の視点から記述を改めます。

4 次期基本計画策定にあたっての考え方について

(1) 基本計画策定において配慮する事項

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ア 国内外の不透明な社会経済情勢 | エ 新たな緊急課題(防災・減災対策) |
| イ 硬直化している行財政状況 | オ 少子高齢・人口減少による社会構造の変化 |
| ウ ニーズの多様化 | カ 地域主権の進展 |

(2) 次期基本計画策定の視点

次期基本計画策定にあたっては、(1)を踏まえ、持続可能な都市経営を進めるため、「市民と共に考え、創造し、行動するまち」、「災害に強いまち」をコンセプトとして、次の視点を持って策定することとします。

ア 市民力・地域力が活きるまちづくりの推進

本市では、地域に根ざした活動を行っている地縁団体、市民活動団体が数多く存在し、地域課題の解決や地域社会の発展をめざした取組が進められています。これまでも市民参画・協働を市政の基本方針に位置付けてきましたが、市民のニーズが多様化、複雑化する中、市民参画・協働の重要性はますます高まっています。次期基本計画では、市民と行政が目標を共有し、お互いの力を発揮し合い、活力ある「鎌倉」を創り上げるための計画とします。

イ 緊急課題への対応

計画期間内に対応しなければならない緊急課題である「防災・減災対策」を重点施策として位置付け、他の政策・施策に優先して早期の課題解決に取り組みます。

ウ 財源確保策

(ア) 歳入確保

これまで取り組んできた滞納市税などの徴収率の向上やネーミングライツ等に加えて、本市の魅力やブランド力を活かした歳入確保策を研究します。また、国と地方の税財源の適正化に向けた働きかけについても継続して行います。

(イ) 歳出抑制

硬直化した行財政状況において、新たな課題に対応するために、地域との協働や事業委託、民間活力の活用、広域連携などの効率的・効果的な事業手法を積極的に導入し、創意工夫を図る中で歳出削減を図るとともに、計画期間内に特に優先して取り組んでいく政策・施策を整理します。合わせて、現行基本計画に位置付けているリーディングプロジェクト^{※2}の見直しを行います。

※2 計画期間内において先導的に進めていかなければならない行政課題のこと。

エ 時代の変化への対応

これまでの基本計画10年、実施計画5年という計画期間を短縮し、刻一刻と変化する社会環境に柔軟に対応できる計画とします。

オ 市民に分かりやすい政策・施策体系の整理

基本構想の一部修正に合わせ、現行基本計画・実施計画を踏まえたうえで政策・施策体系を見直し、市の取組を市民に分かりやすく伝えることができる計画とします。

5 策定の取組について

(1) 未来を共有する場づくり

ア ワールドカフェ^{*3}の開催

ワールドカフェという新たな市民参画手法を用いて、鎌倉の魅力を確認し、市民力・地域力が活きる将来のまちの姿について、多くの市民や各種団体の方々が考え、共有できる場を設定します。

イ フォーラムの開催

次期基本計画の素案等について説明し、意見の交換を行うためのフォーラムを開催します。

ウ 市長と語る懇談会の開催

めざすべき市の将来像や、それに向けた課題解決の仕組について、市民と市長が一緒に考えるための機会を設けます。

(2) パブリックコメントの実施

鎌倉市意見公募手続条例(平成19年6月条例第2号)に基づき、幅広く意見を聴き、素案に反映させます。

(3) 広報活動

各種意見交換の場に加え、広報かまくらをはじめ、鎌倉市ホームページ、ケーブルテレビ等の各種メディアを活用し、適宜、策定過程や素案の公開を行います。

(4) 庁内の検討体制

ア 総合計画策定委員会

策定委員会は、次期基本計画策定の審議を行います。

主管の副市長を委員長、他の副市長及び経営企画部長を副委員長とし、策定委員(部長級)で構成する総合計画策定委員会を設置します。

策定委員会は、部会及びワーキンググループを設置することができるものとします。

イ 職員参画

次期基本計画の策定に向けて、ワールドカフェ等の新たな手法による職員間の意見交換を行い、全職員の参加を視野に入れた幅広い職員の意見を踏まえた計画策定を進めます。

*3 話し合いの場において、カフェテーブルのような小グループに分け、度々メンバー交換をすることにより、参加者全員が知識や考えを共有でき、多様な意見の創出が期待される手法のこと。

ウ 事務局

事務局は、経営企画部経営企画課とします。

(5) 総合計画審議会

鎌倉市総合計画条例(平成24年6月条例第1号)に基づき設置します。

審議会は、市長の諮問に応じて、次期基本計画案について、必要な調査及び審議を行います。

6 行政評価の反映について

毎年度実施している行政評価に加え、第2期基本計画の取組に対する総括評価を実施し、次期基本計画における政策・施策体系の見直しに反映します。

7 基礎調査について

次期基本計画の策定における各種協議の検討資料として、「市民意識調査」、「近隣市状況調査」、「財政分析」を実施します。

(1) 市民意識調査

施策優先度等検討のための基礎資料とするため、18歳以上の市民2,000人を対象に市民意識・ニーズ・施策満足度等の地域特性、経年変化を調査します。

(2) 近隣市状況調査

本市の特性を生かした政策を展開するための基礎資料とするため、各種施策の近隣市の状況を調査します。

(3) 財政分析

本市の財政状況を把握するため、財政分析を実施します。

この他、「鎌倉市将来人口推計調査」(平成24年3月)、「鎌倉市公共施設白書」(平成24年3月)、「鎌倉市納得度調査」(平成24年6月)も基本計画策定における基礎資料として活用していきます。

8 個別計画との調整について

総合計画を上位計画とする各部局の個別行政計画は、基本計画と策定期間を同じくするものもあります。

個別行政計画とは、情報交換、情報共有を十分に行いつつ整合性と体系化をめざします。

9 スケジュールについて

次期基本計画策定のスケジュールは、別紙のとおりとします。

別紙

		H24				H25				H26			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
策定委員会 (副市長・部長級) 策定部会 (指名職員＝課長級) 策定部会WG (補佐以下の職員) 職員参画 (可能な限り全職員)	策定委員会 (副市長・部長級)												
	策定部会 (指名職員＝課長級)												
	策定部会WG (補佐以下の職員)												
	職員参画 (可能な限り全職員)												
	審議会開催												
総合計画審議会													
策定方針 ワールドカフェ フォーラム 市長と語る懇談会 など 基本計画素案パブコメ 広報活動 (インターネット・広報など) 現行基本計画の総括評価 新評価指標の検討 基礎調査	策定方針												
	ワールドカフェ												
	フォーラム												
	市長と語る懇談会 など												
	基本計画素案パブコメ												
基本構想 基本計画	広報活動 (インターネット・広報など)												
	現行基本計画の総括評価												
	新評価指標の検討												
	基礎調査												
	実施計画												

Ⅱ. 第2期基本計画の総括評価

(1) 開催目的

基本構想を一部修正するとともに、現行基本計画の見直しに着手し、次期基本計画を前倒しして策定するにあたり、現行の第2期基本計画の総括評価を実施した。

(2) 総括評価の対象

平成18年度から23年度までの6年間の取組を総括して評価し、次期基本計画につなげるために実施した。

(3) 実施時期

ア. 内部評価

平成24年9月10日から25日にかけて実施した。

イ. 外部評価

平成24年10月11日から平成25年1月18日にかけて実施した。

ウ. 評価結果の決定

内部評価・外部評価を踏まえ、平成25年1月29日評価結果を決定した。

(4) 評価者

第2期基本計画の総括評価は、まず、分野に関わる実施計画事業等を所管する各部の部長等が、それぞれの取組について内部評価を行った。

その後、内部評価を踏まえて、鎌倉市民評価委員による外部評価を実施した。

鎌倉市民評価委員会は、行政評価アドバイザーが兼ねる専門評価委員と、市政への関心と行政評価の取組への理解のある市民評価委員からなる外部委員会である。総括評価に携わった委員は以下のとおりである。(【】内は評価委員会での役職。)

ア 専門評価委員 (行政評価アドバイザーが兼務。<>内は、主な専門分野等。)

- ・田中 孝司 氏【会長】<都市・地域・行政計画に関する調査研究等>
- ・川口 和英 氏<地域開発・地域計画に関する調査研究等>
- ・富田 久枝 氏<保育学・教育心理学・カウンセラー育成>

イ 市民評価委員

- ・岩城 善広 氏【副会長】
- ・伊藤 國廣 氏
- ・芹澤 由希子 氏
- ・人見 好次郎 氏
- ・柳生 修二 氏

(5) 評価結果の活用

評価結果については、次期基本計画における政策・施策体系の整理や今後の各施策の方向性、優先して取り組むべき施策の整理等を検討する際に、活用した。

(6) 評価結果の公表

総括評価結果報告書については、経営企画課で配布するとともに、市ホームページで公開した。また、行政資料コーナー等での閲覧により、広く市民に公表した。

(7) 総括評価総評

平成24年度鎌倉市民評価委員会 総括評価総評

鎌倉市行政評価アドバイザー(専門評価委員)

鎌倉市民評価委員会会長

田中 孝司

はじめに

これまで鎌倉市民評価委員会による施策進行外部評価を毎年実施してきた。その評価結果は議会の総務常任委員会にも報告され、翌年の予算編成の参考にされてきた。さらに、評価結果で指摘された課題や提言は、翌年の施策進行評価に反映させる仕組みとして評価の体制が整えられてきた。

今回行ったのは、6年間の施策進行外部評価を踏まえた総括評価というものである。

総括評価実施の直接的な理由は、鎌倉市総合計画の基本計画見直しが並行して進められることになったためである。

基本計画の見直しは、本来10年ごとであったが、今回は前倒しして見直すことになった。その要因は、大きく二つある。一つは、財政状況の硬直化であり、もう一つは3.11東日本大震災を踏まえた防災対策等の新たな需要の創出である。

つまり、総括評価は、次期基本計画策定に資する評価として位置づけられて、これまで毎年行ってきた施策進行評価から、本来の意味での施策評価を行うことになったことを意味している。

総括評価が持つべき視点

総括評価が、これまで行ってきた施策進行評価を踏まえた上で行うとすれば、総括評価が持つべき視点は何かが重要である。

過去の施策進行評価をふり返ってみると、評価にあたっての現行の施策体系の問題点や当初想定されていなかった社会経済環境の変化による課題等が明らかになってきていることが分かる。

施策評価の本来の目的は、「鎌倉市の総合計画に掲げられた目標に対して、その達成に向けて近づいているのか、近づいていないとすれば何が問題なのかを、『自分の身の回りで起きていること』、『市の取り組みとして足りないこと』を生活者の視点から検討することであり、目標に近づいていると実感できることはさらなる継続を、近づいていないものがあるとすれば何が問題か

をできるだけあきらかにし、市政改善のための提言をしていくこと]であると考えているが、これまでの施策進行評価では、どちらかという、内部評価のあり方や職員の取り組み姿勢、調査の書き方などに捕らわれざるを得なかったことなどから、目標達成に向けて今の施策形成で十分なのか否かという視点はなかなか持てなかったのが実情である。

その施策進行評価も回を重ねるにつれて、評価にむけた職員の姿勢が大きく変化し、本来行うべき評価に徐々に近づいてきている。

各年の施策進行評価にみる変化

平成21年度施策進行外部評価

- ◆内部評価の不十分性---アウトプットに終始しアウトカムがない
- ◆評価結果を受け止めない分野の存在---前年度の評価結果が活かされていない
- ◆評価の二重性---評価のしやすさがもたらす弊害

平成22年度施策進行外部評価

- ◆前進が見られた全分野評価---職員による謙虚な自己評価
- ◆スポット評価の新たな試み---「比較的良好にやっている」と感じている分野の取り上げ
- ◆財政制約のツケ---後回しにされるハード施設の維持補修

平成23年度施策進行外部評価

- ◆充実する内部評価---コミュニケーションツールとしての役割
- ◆行政の守備範囲の再確認---想定外の想定と計画策定
- ◆選択と集中、政策と市民の納得---評価を前面に据えた視点からの計画の再構築

平成24年度施策進行外部評価

- ◆選択と集中に向けた主体的な担い手---市民力、地域力の重要性
- ◆施策体系と庁内体制のあり方---分野別体系から目標型体系
- ◆施策分野の見直し---計画の土台(ファンダメンタル)

各年の施策進行評価総評より作成

このような経緯を踏まえて、今回の総括評価に向けて設定した評価の視点は次の2点である。

視点1 選択と集中 —— 施策の優先順位に資する評価

視点2 市民力と地域力 —— これからのまちづくりを支える原動力

選択と集中---施策の優先順位に資する評価

財政の逼迫が長期化し、鎌倉市のみならず、全国の基礎自治体で財源不足が生じ、政策経費が確保しにくい状況に陥っている。このため、「あれもこれも」から「あれかこれか」というように、選択と集中が求められる時代を迎えている。鎌倉市次期基本計画では、施策に優先順位をつけ、限られた資源のなかで、いかに市民ニーズに応えるまちづくりを進めて行くかが大きな課題となっている。

総括評価では施策の優先順位に資する評価を行うことを第一の視点に置いた。と言っても、評

価委員会が施策の優先順位を検討するのではなく、評価結果を受けて、市が優先順位を検討するものであり、評価委員会では、施策の重要性、施策の有効性、施策の継続性、施策の課題等をあきらかにすることが求められる視点となる。

市民力と地域力---これからのまちづくりを支える原動力

3.11東日本大震災は、大災害時に行政ができることは限られていること、想定外の想定もしておかなければならないことをあきらかにした。従来から、「市民によるまちづくり」、「新しい公共」などの表現でその必要性は説かれていたが、大震災を契機に市民の多くがそのことを実感したのではないだろうか。

今回の総括評価にあたっての二つ目の視点は、市民力、地域力が活かされるまちづくりの推進である。何でも行政に期待する、依存するのではなく、市民一人ひとりがまちづくりを考え、担うことによって地域力が高まり、頑張る地域を行政が支援するという構図を描いていかなければならない。この施策は行政がどこまで行うべきか、本当に行政が行わなければならないのか、という視点で施策を今一度評価するという視点を視点として取り入れた。

総括評価の結果

総括評価の作業は現行の27分野ごとに進めた。各分野ごとに評価委員会では各委員から様々な意見や指摘が出された。必ずしも全員一致の見解が得られたわけではなく、各委員の考えや立場から出された意見をできるだけ尊重して整理をしている。したがって、相反する意見も両論併記という形でとどめている。また、いくつかの指摘では、提案もなされているが、こうすべきという形ではなく、こういう方法もあり得るといった表現となっている。これらは、各委員の意見を尊重するというのももちろんであるが、それ以上に、それぞれの意見の重みを行政の職員に判断してもらいたいという想いが強い。

総括評価の結果で特徴的と思われる点を見てみると、大きく5点ほど挙げられる。

① 分野の整理統合に関する指摘

行政の縦割りの弊害については、これまでの施策進行評価でも指摘されてきたが、今回の総括評価では、かなり多岐にわたって指摘されている。これまでの施策体系が分野別の体系に依拠していたことがその大きな要因であるが、選択と集中に向けてはより一層、目標型の施策体系をめざす必要があることの表れでもある。

② まちづくりの土台(ファンダメンタル)としてのくぐりの指摘

これまでの施策進行評価で毎回のように指摘が出された点であるが、施策の分野として扱うのではなく、計画全体を通して求められるまちづくりの基本となる要素を、まちづくりの土台(ファンダメンタル)としてまとめ、政策部局が一元的に対応していくことが望ましいのではないかという指摘である。

③ 防災・減災対策の明確化

安全・安心の確保は最優先されるまちづくりの課題であるが、3.11東日本大震災以降、防災・減災対策の根本的な見直しが求められており、とくに、行政のできることに、地域ですべきこと、市民一人ひとりがしなければならないことの明確化が求められている。

④ 世界遺産登録-鎌倉らしいまちづくり

世界遺産登録に向けた取組は、歴史的遺産の保全が主たる目的であるが、評価委員会では、世界遺産登録が様々な分野に大きな影響をもたらすことが想定されることから、その対応を機に、市民、市役所が一丸となって鎌倉らしいまちづくりをめざすべきという意見が多かった。

⑤ 持続可能なまちづくり-自助・共助・公助

厳しい財政状況が継続する中、選択と集中によって、効果的な施策展開が求められるとともに、自助・共助・公助のバランスの取れた役割分担によって、市民と行政が一丸となってまちづくりに取り組むことが求められている。すでに地域の活動、民間の活動によって支えられている事業や施策も多く、それらは活動主体を支援する方向で進めることを模索し、民間でできることはできるだけ民間に託していくことが持続可能なまちづくりにつながっていくのではないかと。

おわりに

6年にわたる施策進行外部評価と今回の総括評価を経験して、鎌倉市における行政評価の仕組みが一区切りついた感じがする。

もちろん、その過程で露呈した課題や問題点も包含しているが、この数年間で市役所そのもの、市の職員の姿勢も大きく変化したと思う。

行政評価とは何か、一般に指摘されている「市民へのアカウンタビリティ」「効率的、効果的な行政運営の追求に向けて、無駄を排除する、問題点を克服する」というような点は評価の目的とするところであるかもしれない。しかし、この間の経験を踏まえて感じることは、目標に向けた施策の展開に真摯に取り組んでいる行政職員の姿勢を認識し、取り組んでいる施策や事業の意義・価値を認識し、認めていくことが、むしろメインの考え方であり、その過程で表出する問題点については、追求するだけでなく、その要因や背景をくみ取りつつ、担当する所管課と一緒に改善していく姿勢が重要なのではないかと気がしてならない。

私にとっての行政評価とは、いかに職員が自信をもって仕事に取り組める環境を創り出すかという点にあったように思う。

限られた情報と時間のなかでの評価作業であり、評価委員会の各委員の尽力に敬意を表し、お礼を申し上げたい。また、委員会からの様々な要求に応じていただいた事務局にもお礼を申し上げます。

今回の総括評価の結果が次期基本計画策定の一助になってくれれば幸いである。

以上

Ⅲ. 次期基本計画策定に向けた市民意識調査

(1) 調査目的

第3期基本計画の計画策定における市民参加の一環として、市民の意向やニーズを把握する。

(2) 調査対象

平成24(2012)年9月1日現在、鎌倉市在住の18歳以上の市民のうち、2,000人を単純無作為で抽出。

(3) 調査の構成

- 基本属性 …4問
- 鎌倉市への意識や生活状況についての設問 …2問
 - ・ 定住意識について
 - ・ 近所付き合いについて
- 重要度・満足度指標についての設問 …88問
 - ・ 施策別の重要度・満足度について
 - ・ 特に強く取り組むべき行政施策
 - ・ 特に強く取り組むべき政策分野

(4) 調査期間

平成24(2012)年9月21日(金)から10月9日(火)まで

(5) 調査の実施方法

郵送配布・郵送回収

(6) 調査票回収状況と回収率

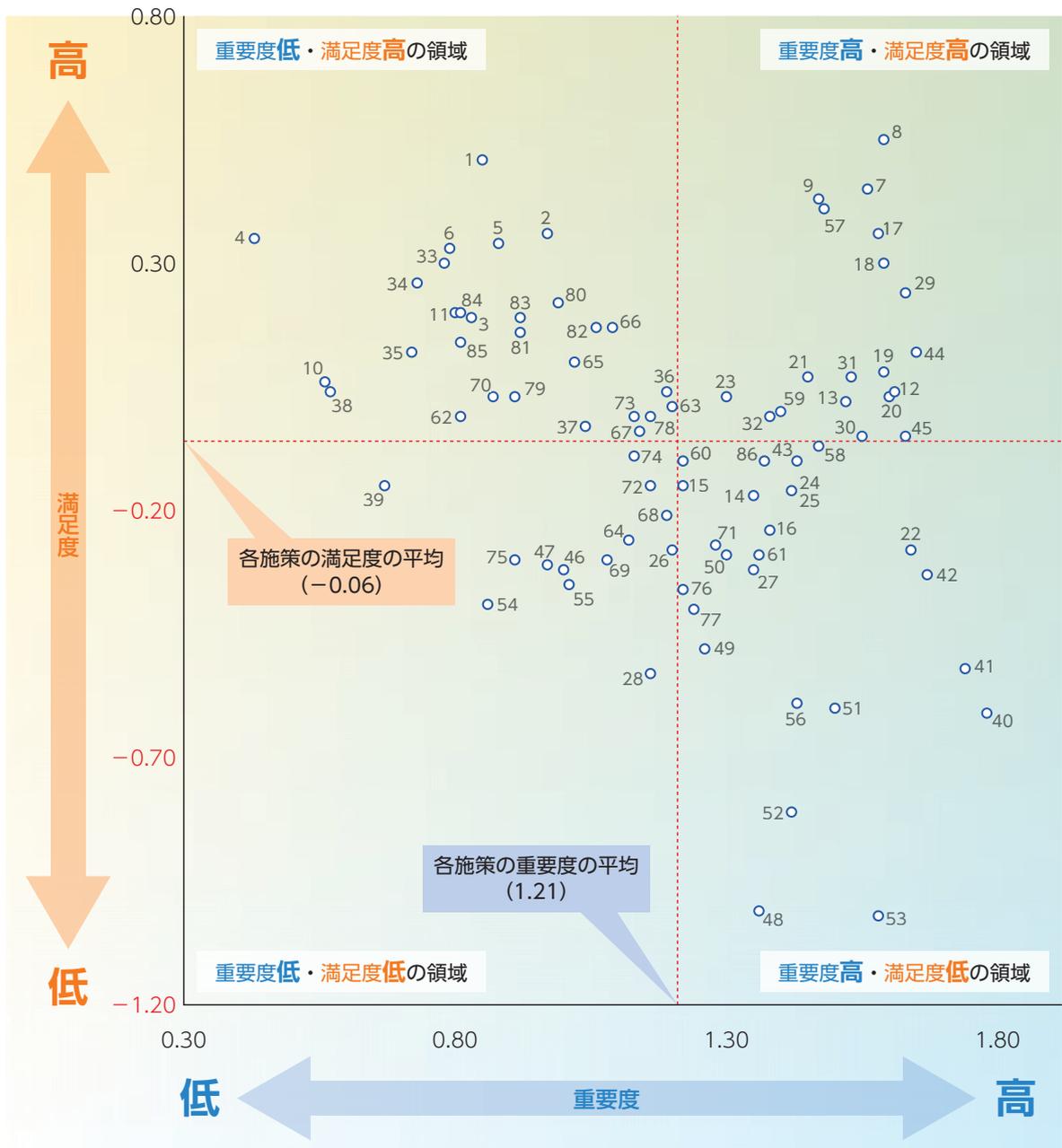
配布数	有効回答数	回収率
2,000通	855件	42.7%

(7) 調査結果概要

本市が行っている86の施策についてのアンケート結果をもとに、重要度が高く満足度が高い施策、重要度が高く満足度が低い施策、重要度が低く満足度が高い施策及び重要度が低く満足度が低い施策に4分類し、今後の施策のあり方を判断するための資料として分析を行った。

なお、重要度、満足度ともに、各項目の市全体平均を基準値として、基準値を上回るものを「高い」、基準値を下回るものを「低い」としている。

以下の図は、行政施策ごとに、重要度と満足度の2軸からプロット(表に点を打つこと)を行ったものである。



次のページの表は、上記の図でプロットされている行政施策ごとに、それぞれがどの領域に含まれているのかを、表で示したものである。

重要度低・満足度高	
1	平和推進事業の充実
2	人権意識の醸成と施策の充実
3	男女共同参画社会の実現へ向けた施策の推進
4	外国籍市民が暮らしやすい環境の整備
5	来訪者への対応
6	国際交流・協力活動への支援
10	世界遺産への登録・登録遺産の整備・活用
11	市民の文化活動の支援・推進
33	地域に根ざした生涯学習の推進
34	多様な学習機会の提供と学習成果の活用
35	生涯学習施設の整備
36	青少年活動の推進、指導・相談体制の充実
37	青少年施設の整備
38	市民スポーツ・レクリエーションの推進
62	情報格差の解消
63	行政情報のセキュリティ対策の強化
65	農業の振興
66	沿岸漁業の振興
67	商工業の振興
70	特産物の開発、鎌倉ブランド事業の推進
73	外国人観光客への対応
78	消費者被害の救済と被害発生防止
79	消費生活に関する関連情報と教育機会の提供
80	広聴・広報活動の充実
81	まちづくりへの参画・協働
82	情報公開・個人情報保護制度の推進
83	地域コミュニティのあり方
84	コミュニティ活動の支援
85	コミュニティ活動の場、ネットワークづくり

重要度高・満足度高	
7	史跡の保存・整備
8	文化財の保存
9	伝統芸能・工芸などの保存・継承
12	緑の保全等
13	海浜の保全と活用
17	ごみの発生抑制、循環資源の利用
18	ごみの適正処理
19	まちの美化
20	環境汚染の未然防止
21	環境保全活動の実践
23	健康づくりの推進
29	安心して学べる安全な学校づくり
30	教育内容、教育条件、教育施設の整備・充実
31	障害のある児童生徒や教育的支援が必要な児童生徒の教育
32	学校施設の整備
44	消防機能の整備・充実
45	防犯活動の充実・強化
57	下水道の整備
59	河川・水路の整備

重要度低・満足度低	
26	すべての子育て家庭への支援
28	失業された方などに対する支援
39	スポーツ施設の整備と情報提供の推進
46	拠点地区の都市整備の推進
47	既成市街地での都市整備の推進
54	若年ファミリー層や高齢者等を対象とした住宅施策の推進
55	鎌倉らしい住宅・住環境の保全と創造
64	行政情報システムの整備充実・職員の活用能力の向上
68	地域の特性を生かした商店街づくり
69	新規成長産業、中小企業の支援
72	快適な観光空間の整備
74	観光を通じた地域の活性化
75	福利厚生施設の整備・推進

重要度高・満足度低	
14	公園等の整備・管理
15	野生鳥獣等への対応
16	良好な都市景観形成事業の推進
22	充実した医療体制の整備・推進
24	高齢者支援の充実
25	障害者福祉の推進
27	保育園・幼稚園の充実
40	地震対策の充実
41	風水害対策
42	防災意識と地域防災力の強化
43	公共建築物の維持・保全
48	渋滞解消に向けた交通体系の検討
49	公共交通機関の輸送力の向上と利用の促進
50	交通安全意識の高揚
51	安心して暮らせる交通環境の整備
52	道路の整備・管理
53	歩行者等に安全な交通環境の整備
56	災害に強い安全な住環境の確保
58	浸水対策の推進
60	水辺環境の創出
61	下水道資源(水、熱等)の有効利用
71	ホスピタリティの向上と観光客のモラル向上
76	技能の奨励、雇用の支援
77	労働環境の向上
86	地域福祉の推進

(8) 計画への反映

重要度・満足度をそれぞれ高低で分類することにより、市民が求める施策が何かを明らかにしている。この中でも重要度が高く、満足度が低いと分類された分野は、取組の必要性が高いにも関わらず、十分に対応できていないものと考えられ、これには、地域安全分野の「(40) 地震対策の充実」「(41) 風水害対策」「(42) 防災意識と地域防災力の強化」、総合交通分野の「(51) 安心して暮らせる交通環境の整備」、道路整備分野の「(53) 歩行者等に安全な交通環境の整備」などが挙げられる。

以上の結果を受け、今回の計画に以下のとおり反映させた。

まず、地域安全分野に対しては、施策の体系のなかで「防災・安全」を独立した1つの分野として設け、一体とした取組を行うことにするとともに、「安全な生活の基盤づくり」を計画期間内に特に優先する取組として位置づけ、これらに関連する施策を計画期間内に重点的に推進することにした。さらに計画の推進に向けた考え方の中で、「防災・減災」を掲げ、災害に強いまちづくりを進めることとした。

次に、総合交通分野及び道路整備分野については、計画の推進に向けた考え方の中で「歴史的遺産と共生するまちづくり～世界遺産のあるまちをめざして～」を掲げ、本市独特の地形構造や豊かな緑、歴史的遺産の存在などを考慮し、これらと調和しながらも市民が暮らしやすいまちづくりを進めるための方針を示した。

Ⅳ. 未来を語ろう！市民ワールドカフェinかまくら

(1) 開催目的

第3期基本計画の策定にあたり、鎌倉の魅力を確認し、市民力・地域力が活きる将来のまちの姿について、市民の方々が考え、共有できる場を設定し、計画期間中に取り組む施策を導き出す。

(2) 実施方法

「ワールドカフェ」の形式を用いて開催。

※「ワールドカフェ」とは、話合いの場において、カフェテーブルのような小グループに分け、度々メンバー交換をすることにより、参加者全員が知識や考えを共有でき、多様な意見の創出が期待される手法。

(3) 開催概要

- 開催日 平成24(2012)年11月18日(日)
- 開催時間 午前9時30分～午後3時40分
- 開催場所 鎌倉女学院 2階 大教室
- 参加者 69人
- 参加者の年齢層の分布

年齢層	参加人数
18～29歳	0人
30～39歳	5人
40～49歳	5人
50～59歳	4人
60～69歳	20人
70～79歳	31人
80～89歳	3人
90歳以上	0人
不明	1人
合計	69人

- テーマ 「将来のかまくらについて」

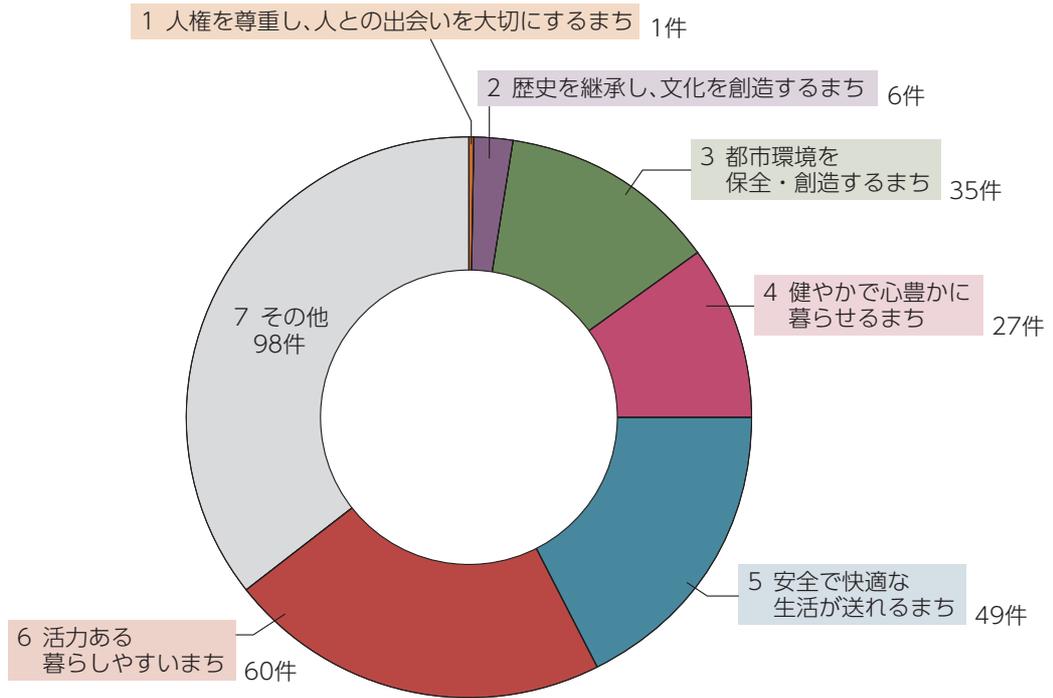
1ラウンド当たり約20分で各グループに分かれ、話合いを行った。ラウンド毎のテーマは次のとおり。

ラウンド1	あなたが普段「鎌倉っていいな」と感じるのはどんなところですか？
ラウンド2	20年後の鎌倉はどんなまちになってほしいと思いますか？
ラウンド3	ラウンド2で話し合ったようなまちになるために、あなたができることとは、何でしょうか？
ラウンド4	もし、今あなたが鎌倉の市長になったとしたら、これだけは進めていきたい、大切にしたい取組は何でしょうか？

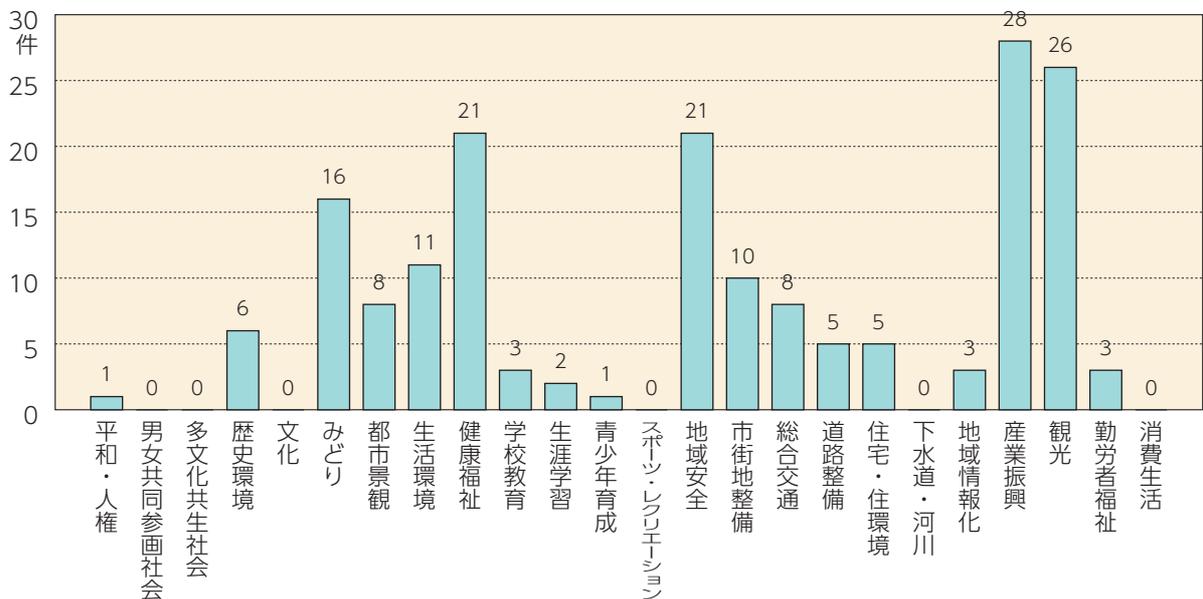
(4) 調査結果概要

意見交換後に参加者に対して、話し合いの中で出たアイデアや感想などをふせんに記載してもらい、その内容を将来目標別に集計し、どのような分野の意見が多かったについて調べた。

参加者が書きこんだふせんは、合計178件となり、これらを本市の将来目標別に分類集計した結果、以下の図のとおりとなった。なお、グラフ内の番号1～6は各将来目標に対応しており、番号の7はどの将来目標にも対応していない「その他」の意見である。



さらに、各将来目標の内訳である分野別にふせんを分類し、どのような傾向がみられるかを、次のグラフで整理した。



(5) 計画への反映

分野別のふせんの書きこみから「産業振興」「観光」「健康福祉」「地域安全」の分野に関する意見が多いことが分かった。その一方で、「男女共同参画社会」「多文化共生社会」「文化」「スポーツ・レクリエーション」「下水道・河川」「消費生活」については、書きこみがなく、分野によって市民の興味関心に大きな差があることが伺えた。

以上の結果を踏まえて、計画に以下のとおり反映させた。

まず、最もふせんの多かった「産業振興」「観光」については、「税収確保」「鎌倉ブランド」「観光立市」といったキーワードが多く、地域経済を活性化させることに対する要望・提案が多くみられた。

こうした意見を踏まえ、計画の推進に向けた考え方として、行財政運営の中で、歳入確保策として、地域経済の活性化と雇用の創出を図り、市税収入の確保に努めるという視点を設けた。同様に、本市の持つ歴史的遺産をいかした観光基盤の整備を進めることとした。さらに、第3章の産業振興と観光の分野についても、施策の方針の見直しと整理を行った。

続いて、「健康福祉」については、保育所の整備を求める意見など、主に子育てについて関心が高いことが伺えた。このため、今回の計画では、「子育て」の分野を新たに設けて、子育てしやすい環境の整備・推進を進めることとした。

最後に、「地域安全」については、災害に対する声が多くみられたが、中でも災害に備えた地域活動の活性化を求める意見が多くあったことから、計画の推進に向けた考え方の中で、防災施設整備といったハード面からの対策のみに頼らず、市民間、地域間での連携強化を進めていくことを方針として示した。

V. 未来を語ろう！団体ワールドカフェinかまくら

(1) 開催目的

第3期基本計画の策定にあたり、鎌倉の魅力を確認し、市民力・地域力が活きる将来のまちの姿について、市内で活動する公共的団体に所属する方々が考え、共有できる場を設定し、計画期間中に取り組む施策を導き出す。

(2) 実施方法

「ワールドカフェ」の形式を用いて開催。

(3) 開催概要

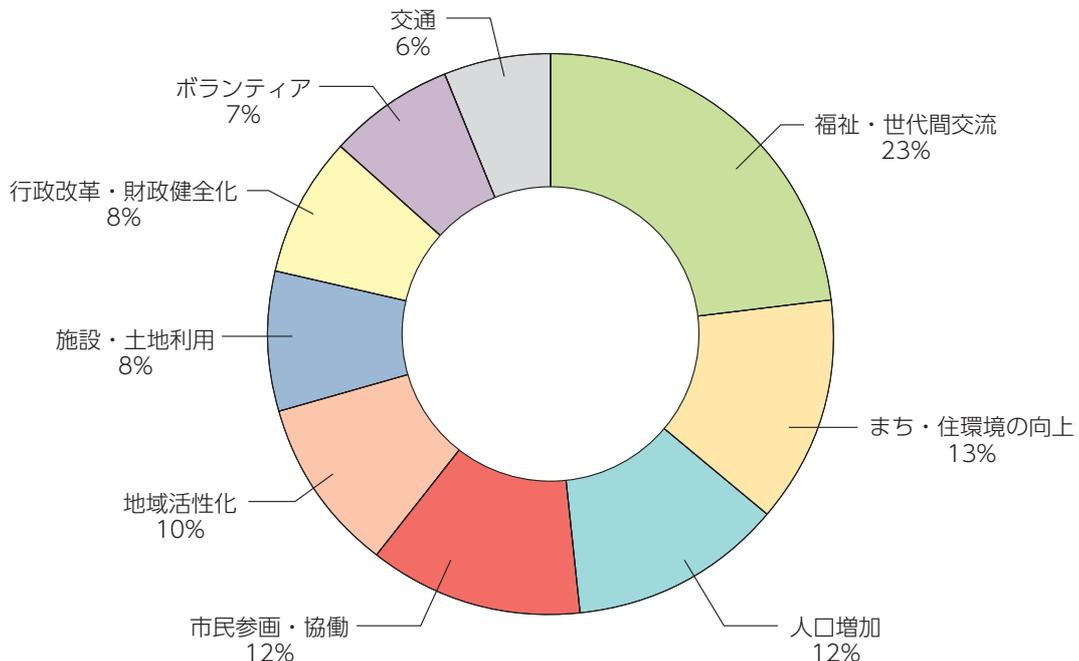
- 開催日 平成24(2012)年11月28日(水)
- 開催時間 午後6時30分～午後9時00分
- 開催場所 鎌倉市役所本庁舎2階 議会全員協議会室
- 参加者 22人
- テーマ 「市民力・地域力について」

1ラウンド当たり約20分で各グループに分かれ、話し合いを行った。ラウンド毎のテーマは次のとおり。

ラウンド1	あなたが普段「鎌倉っていいな」と感じるのはどんなところですか？
ラウンド2	20年後の鎌倉はどんなまちになってほしいと思いますか？
ラウンド3	ラウンド2で話し合ったようなまちになるために、あなたができることは、何でしょうか？

(4) 調査結果概要

団体ワールドカフェでは、「市民力・地域力について」をテーマとし話し合いを実施した。話し合いの中で記載された、ふせんの内容を、主な内容別に分類したところ、以下の表のとおりとなった。



(5) 計画への反映

最も多く書きこまれた内容は、「福祉・世代間交流」であり、このほかにも「市民参画・協働」「ボランティア」といったような他者と積極的に関わることで、よりよいまちづくりをめざしたいという書きこみが多くあった。また、若者の定住促進を求める「人口増加」の意見も多くみられた。

これらの書きこみには、地域活動をしているお年寄りが若者ともっと交流する機会を持つべきであるという意見が多いことが共通していた。日ごろ地域活動に取り組む市民も高齢化が進み、若者の地域への参加という視点が必要であるという声が多くあった。

こうした意見を受けて、計画の推進に向けた考え方の「市民自治」において、若者の地域活動への参加と、少子高齢社会が進む中での地域活動の推進という視点を持ち、世代間交流を積極的に進めていくことを計画の推進に向けた考え方として位置づけた。

また「まち・住環境の向上」では、古都にふさわしいまちづくりを進めるべきといった意見やまちの美化を進めたいといった意見がみられた。これを受けて、計画の推進に向けた考え方の中で環境美化の促進により、市民が暮らしやすく、誇りに思えるまちづくりを進めることとした。

Ⅵ. 基本計画策定談話室

(1) 開催目的

第3期基本計画の策定作業の一環として、職員の総合計画への理解をより一層深め、「未来の鎌倉のまちづくりに何が必要なのか」について、お互いの意見を交換し合いながら共に考えること。

(2) 実施方法

「ワールドカフェ」の形式を用いて開催。

(3) 開催概要

- 開催期間 平成24(2012)年10月10日(水)から11月29日(木)までの
原則月・水・金曜日の午前・午後
- 開催時間 各1時間30分
- 開催場所 鎌倉市役所本庁舎2階 201会議室他
- 対象者・参加者
職員全員(部長職を除く)を対象とし、約1,330人のうち、710人が参加。
- テーマ 回ごとに異なる次の7テーマで実施。計39回。(カッコ内は実施回数)
 - ① 鎌倉の将来像について (7回)
 - ② 鎌倉のブランド力について (7回)
 - ③ 注力する施策や事業について (7回)
 - ④ 市民力・地域力について (5回)
 - ⑤ 鎌倉市の財政について (5回)
 - ⑥ 地域コミュニティについて (4回)
 - ⑦ 鎌倉市の防災について (4回)

(4) 調査結果概要

基本計画策定談話室は7つのテーマに分けて行い、それぞれ話合いの後にアイデアや感想などをふせんに書きこんでもらった。各テーマごとの概要は以下のとおりである。

テーマ① 鎌倉の将来像について		
談話室実施回数	参加者数	ふせんの意見数
7回	143人	483件

テーマ② 鎌倉のブランド力について		
談話室実施回数	参加者数	ふせんの意見数
7回	130人	390件

テーマ③ 注力する施策や事業について		
談話室実施回数	参加者数	ふせんの意見数
7回	131人	487件

テーマ④ 市民力・地域力について		
談話室実施回数	参加者数	ふせんの意見数
5回	89人	269件

テーマ⑤ 鎌倉市の財政について		
談話室実施回数	参加者数	ふせんの意見数
5回	83人	257件

テーマ⑥ 地域コミュニティについて		
談話室実施回数	参加者数	ふせんの意見数
4回	75人	233件

テーマ⑦ 鎌倉市の防災について		
談話室実施回数	参加者数	ふせんの意見数
4回	59人	239件

(5) 計画への反映

それぞれのテーマ毎で出された主な意見とそれを受けた計画への反映は以下のとおりである。

テーマ①「鎌倉の将来像について」では、鎌倉の将来のあるべきまちの姿を考えるうえで、安全安心な生活とともに、鎌倉に残る豊かな歴史的遺産の保存についての意見が多くみられ、これらの分野に関する意識の高さが伺えた。

これを受け、今回の計画では、計画の推進に向けた考え方の中で、歴史的遺産の保全に努めることを打ち出す一方で、市民生活の向上に向けた諸対策を進め、歴史的遺産と市民の暮らしを共に向上させることを方針として掲げた。

テーマ②「鎌倉のブランド力について」では、特産品の開発や地域の特性を活かした産業の振興について期待するという意見や、魅力ある観光資源や歴史的遺産の保全・保護も鎌倉のブランディングにつながるとする意見が多く出された。

従来から、鎌倉ブランドに対する取組は進められてきたが、今回の計画では、ブランド力の向上をより一層進めるために、施策の方針の「農業・漁業の振興」の中で、ブランド力の普及を目標として掲げるとともに、啓発活動などの取組を進めることとした。

テーマ③「注力する施策や事業について」では、現在の状況を踏まえ、今後、優先して取り組むべき施策や事業を考えるうえで、地域におけるつながりを大切にしたい地域コミュニティの充実のほか、コミュニティ活動への支援や、活動の場づくりを重要視する意見が多く出された。

また、テーマ④「市民力や地域力について」やテーマ⑥「地域コミュニティについて」でも、市民や地域でできること、また取り組むべきことを考えるうえで、地域におけるつながりや、住民が中心となった支え合いの地域づくりについて、また、まちづくりへの市民参画・協働や、地域活動への参加についての意見が多く挙げられ、あらゆる世代の交流の場づくりや自治会・町内会への参加、地域でのイベントについて関心が高いことが分かった。

これを受けて、今回の計画では、市民自治を進める中で、地域間・市民間といった交流の重要性を再認識するとともに、地域コミュニティの活性化や世代を超えた交流を通じて地域福祉を進め、協働によるまちづくりを推進することとした。

テーマ⑤「鎌倉市の財政について」では、歳入確保や歳出削減についてのさまざまな意見が出された。みどりの保全に関しては、買い上げに関する歳出削減策について意見が出された一方、協力金や税の徴収など歳入確保策に関する意見も出された。観光においても寄付金や税などの歳入確保策、健康福祉においては子育て世代の転入促進により税収を増加させる、といったアイデアが出された。

また、歳出削減として事業の取捨選択や事業の優先度についても話合いがなされた。

これを受けて、今回の計画では、計画の推進に向けた考え方の中で、事業の選択と集中、行政の効率化といった歳出削減を行う一方で、歳入確保策の強化、公共施設マネジメントの推進による適切な資産管理を進め、安定的な行財政運営を行うことを方針として位置づけた。

テーマ⑦「鎌倉市の防災について」では、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえた内容のものが多く、より一層、防災への意識が高まったことが分かる結果となった。

その中でも、防災・避難訓練による意識づけや避難場所・道路の確保、公共施設の耐震化についての意見が多くあったほか、地域における避難手段の確認、一人ひとりの防災に対する意識や自助・共助の意識を高めるなど、地域のつながりの重要性などに係る意見がみられた。

また、情報手段やライフライン、観光地としての観光客への対策についても必要性が高いことが分かった。

これを受けて、計画の推進に向けた考え方の中で、防災・減災に対する取組に対しても、地域の連携を高めるといった視点を持ち、また、本市・地域・市民がそれぞれ協調した取組を進めることが重要であることを示した。

Ⅶ. ～市長と語ろう明日の鎌倉～ふらっとミーティング

(1) 開催目的

市民と市長が対等な立場で語り合う場を設け、本市が抱えている課題を共有し、課題の解決策を見出していくとともに、市民の意見を取り入れることで、今後の市政や第3期基本計画の策定の参考とする。

(2) 実施方法

「鎌倉市の現状と課題」について市長から説明を行った後、市民と市長の意見交換を行った。

(3) 開催概要

- 開催期間 平成24(2012)年10月13日(土)から11月29日(木)まで
- 開催時間 別表のとおり
- 開催場所 別表のとおり
- 対象者・参加者
一般市民を対象に、全17回。延べ128人参加。
- テーマ 第2期基本計画後期実施計画の重点施策である次の3テーマで実施。
 - ① 安全安心なまちづくり
 - ② 少子高齢化への対策
 - ③ 世界遺産登録

<別表>開催日程

回	日時		場所	参加者数
1	10月13日(土)	10:00～12:00	玉縄小学校	13人
2	10月13日(土)	14:00～16:00	大船小学校	3人
3	10月14日(日)	14:00～16:00	小坂小学校	10人
4	10月21日(日)	10:00～12:00	深沢小学校	9人
5	10月21日(日)	13:30～15:30	山崎小学校	3人
6	10月27日(土)	10:00～12:00	富士塚小学校	3人
7	10月27日(土)	14:00～16:00	腰越小学校	16人
8	10月28日(日)	14:00～16:00	稲村ヶ崎小学校	5人
9	11月4日(日)	10:00～12:00	七里ヶ浜小学校	5人
10	11月4日(日)	14:30～16:30	御成小学校	7人
11	11月17日(土)	14:00～16:00	第二小学校	10人
12	11月18日(日)	10:00～12:00	第一小学校	8人
13	11月18日(日)	14:00～16:00	西鎌倉小学校	7人
14	11月24日(土)	14:00～16:00	関谷小学校	6人
15	11月25日(日)	10:00～12:00	植木小学校	7人
16	11月25日(日)	14:00～16:00	今泉小学校	14人
17(追加)	11月29日(木)	18:00～20:00	鎌倉市役所	4人

(4) 調査結果概要

それぞれのテーマ毎にたくさんの意見が挙げられた。意見の一部を取り上げると以下のとおりである。

テーマ① 「安全安心なまちづくり」

意見
<ul style="list-style-type: none"> • 全市で一斉に避難訓練をすることで、学校や会社といった単位でなく、観光客を含めた横の繋がりを持たせた訓練ができる。
<ul style="list-style-type: none"> • 備蓄品や食料は、町内会でも準備しておき、何でもかんでも市に頼るのではなく、ある程度自分達の身は自分たちで守るようにするべきだ。
<ul style="list-style-type: none"> • 東日本大震災の時に、交通機関がマヒした中、防災無線も聞き取れなくて困っている外国人観光客がいた。状況は教えてあげられるが、その先どうしたらいいかということ、知らせてあげる手段が必要だと感じた。
<ul style="list-style-type: none"> • 避難訓練については、観光客も交えた中で、地域の人たちがどこへ逃げるのか、観光客をどこへ逃がすのかということを考えながら、実施する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> • 自主防災組織だけでは、災害時に人手が足りないので、やはり町内会で助け合っていく必要がある。最悪の事態を想定して、常に地域で意見交換をしておくべきである。
<ul style="list-style-type: none"> • 避難所から遠い地区もあるので、避難訓練を行う際には、避難所までたどり着けないことを想定して、代替りの場所なども検討しておく必要がある。

テーマ② 「少子高齢化対策」

意見
<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者と子どもが接する機会が少ないので、学童に限らず、世代を越えて深くつきあえる場を作りたい。能力も経験も十分ある、元気な高齢者はたくさんいるので、時間があれば参加するべき。
<ul style="list-style-type: none"> • 共働きでなくても、出産など様々な事情によって、一時的に保育が必要になるケースもあるので、各家庭の事情をきちんと把握して、そういったニーズに対応できる体制を整えてもらいたい。
<ul style="list-style-type: none"> • 子育てに対する意見や質問などに、よりきめ細かく対応できるように、職員が支所を回るなどしてもっと街に出て、親達と話をする機会を増やすべきである。
<ul style="list-style-type: none"> • 高齢化対策としては、高齢化率を防ぐというよりも、石見銀山のように、官民協働でものづくりに取り組むなど、高齢者でも社会に役立っているという実感が持てるような取組がよい。

テーマ③ 「世界遺産登録」

意見
<ul style="list-style-type: none"> • 登録が決まって、それで終わりではなく、そこからがスタートなので、まちづくりにしても交通問題にしても、世界遺産の観点から横の繋がりを持たせて考えていく必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> • 鎌倉の山は、古都法や緑の保全という点から、逆にどこも放置林となってしまっているので、適正な樹林管理が必要であるということをもっと市民に伝えていくべきである。
<ul style="list-style-type: none"> • 先人が残した物や景観と、住民の利便性を調和させるというのが、難しいことではあるが重要な課題である。
<ul style="list-style-type: none"> • 世界遺産の候補地に行くと、いろいろな案内板があるが、どれも不十分であるし、中には候補地だと知られていない所もあるので、もう少し案内板を整備すべきだと思う。また、遺産自体も、崩れている所や、整備すればと思う所もあるので、もう少し手を加えたほうがよいのではないか。
<ul style="list-style-type: none"> • 宿泊施設がないから、観光客が外に出て行ってしまう。ペンションのような小さなものでよいので、鎌倉らしい宿泊施設を増やして泊まってもらおうようにしたほうがよい。

(5) 計画への反映

テーマ①「安全安心なまちづくり」では、防災無線の届きにくい地域に対する情報伝達の問題、災害発生時における高齢者、観光客及び外国人の避難対応等、幅広い問題に対して市民が高い関心を持っていることが分かった。インフラ面での整備を求めるのではなく、市民自身も自らの身は自ら守るという意識を持つべきであるという意見や、地域での自主的な取組を推奨する意見も多く、まさに市民力・地域力の向上が求められている。

本市は、これまでも市民自治を掲げ取組を進めていたが、この考え方をより推進・発展していくために、計画の推進に向けた考え方の中に市民自治を方針の1つとして設けた。また、東日本大震災を受け、市民がより安全に暮らしていけるよう、防災・減災の考え方を計画の推進に向けた考え方の1つに位置づけるとともに、「安全な生活の基盤づくり」につながる取組を計画期間内に特に優先する取組として位置づけた。

テーマ②「少子高齢化対策」では、少子化、高齢化それぞれの観点から多くの意見が述べられた。地域の保育施設の充実や、共働きの世代が子育てをしやすい環境を整備することが必要であるという意見がみられた。高齢化の観点では、高齢者と子どもの世代間交流を積極的に行うべきであるといった意見が多くみられた。

このような子育て施策の支援への要望を受けて、今回の計画では「子育て」を新たに分野として設け、子育てしやすい環境の整備・推進を進めることとした。また、少子高齢社会により地域のコミュニティの重要性が高まっており、計画の推進に向けた考え方の中で、異世代間交流・地域交流の促進をより進めていくこととした。

テーマ③「世界遺産登録」では、世界遺産登録が行われた場合の受入体制に関する意見が多くみられた。観光客増加に伴う、交通環境の整備や地域経済活性化に向けた意見が多くある一方で、鎌倉古来の自然や文化が損なわれるのではないかと危惧する意見もみられた。

これまでも、歴史的遺産の保存・継承に努めていくことを市の将来目標として位置づけていたが、今回の計画では、計画の推進に向けた考え方として、歴史的遺産の保全にとどまらず、市民にとって暮らしやすい環境を整え、歴史的遺産と人の暮らしが共生するまちづくりを進めることを方針として掲げた。

Ⅶ. 鎌倉市総合計画策定委員会の歩み

(1) 鎌倉市総合計画策定委員会の歩み

開催日	策定委員会等	内容
平成24年 9月24日	第1回 鎌倉市総合計画策定委員会	1 鎌倉市総合計画策定委員会の全体スケジュールについて 2 鎌倉市総合計画策定委員会・部会の構成メンバー及び主な作業内容について 3 その他
平成24年 10月19日	鎌倉市総合計画策定委員会 部会説明会	1 鎌倉市総合計画策定委員会・部会の設置及び主な作業内容について 2 部会・ワーキンググループの構成メンバー及び今後の日程について 3 その他
平成24年 11月27日	鎌倉市総合計画策定委員会 合同部会(第1回)	1 部会・ワーキンググループの運営について 2 基本計画冊子シート(たたき台)の作業状況について 3 今後の作業及び日程について 4 その他
平成24年 12月25日	鎌倉市総合計画策定委員会 基礎部会(計画の前提)	1 基礎部会の編成等について 2 次期基本計画(冊子たたき台)の確認について 3 今後の日程等について 4 その他
平成24年 12月26日	鎌倉市総合計画策定委員会 合同部会(第2回)	1 部会ワーキンググループの組織体制について 2 次期基本計画第1次素案(案)について 3 今後の日程等について 4 その他
平成24年 12月28日	第2回 鎌倉市総合計画策定委員会	1 次期基本計画第1次素案(案)について 2 鎌倉市総合計画策定委員会スケジュールについて 3 その他
平成25年 6月24日	第3回 鎌倉市総合計画策定委員会	1 第3次鎌倉市総合計画次期基本計画(素案)のパブリックコメントの結果について 2 第3次鎌倉市総合計画次期基本計画(第2次素案の原案)について 3 今後のスケジュールについて 4 その他
平成25年 11月8日	第4回 鎌倉市総合計画策定委員会	1 第3次鎌倉市総合計画基本構想の一部修正及び第3期基本計画の策定について

(2) 策定委員会名簿

策定委員会	策定部会	分野	部会長	担当課
副市長 副市長 経営企画部長 政策創造担当担当部長 世界遺産登録推進担当担当部長 総務部長 防災安全部長 市民活動部長 こどもみらい部長 健康福祉部長 環境部長 まちづくり景観部長 都市調整部長 都市整備部長 拠点整備部長 教育部長 文化財部長 消防本部消防長 会計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長	基礎部会 (計画の前提)	(基礎条件) 人口 土地利用 環境 (計画の推進に向けた考え方) 市民自治 行財政運営 防災・減災 世界遺産のあるまちづくり	◎	経営企画課担当課長 経営企画課担当課長 行革推進課長 秘書広報課長 政策創造担当担当課長 世界遺産登録推進担当担当課長 財政課長 納税課長 地域のつながり推進課長 環境政策課長 福祉総務課長 まちづくり政策課長 土地利用調整課長 都市計画課長
	国際交流部会 (人権を尊重し、人との 出合いを大切にするまち)	平和 人権 多文化共生社会	◎	秘書広報課長 文化人権推進課長
	歴史風土部会 (歴史を継承し、 文化を創造するまち)	歴史環境 文化	◎	文化人権推進課長 みどり課長 都市調整課担当課長 文化財課担当課長
	生活環境部会 (都市環境を 保全・創造するまち)	みどり 都市景観 生活環境	◎	環境政策課長 都市景観課長 みどり課長 公園課担当課長 公園課担当課長
	福祉・子育て部会 (健やかで 心豊かに暮らせるまち)	健康福祉 子育て 学校教育 青少年育成 生涯学習 スポーツ・レクリエーション	◎	スポーツ課長 こどもみらい課長 青少年課長 福祉総務課長 教育総務課担当課長
	安全・安心部会 (安全で快適な 生活を送れるまち)	防災・安全 市街地整備 総合交通 道路整備 住宅・住環境 下水道・河川	◎	総合防災課長 市民安全課長 まちづくり政策課長 交通計画課長 道水路管理課担当課長 道路課担当課長 建築住宅課担当課長 下水道河川課担当課長 下水道河川課担当課長 再開発課担当課長 再開発課担当課長 深沢地域整備課長 消防総務課長
	地域活力部会 (活力のある 暮らしやすいまち)	産業振興 観光 勤労者福祉 消費者対策	◎	市民相談課長 観光商工課担当課長 観光商工課担当課長 産業振興課長 産業振興課課長代理

Ⅸ. 鎌倉市総合計画審議会の歩み

(1) 総合計画審議会の審議経過（概要）

	開催日	時間	審議事項
第1回	平成24年7月3日	午後3時から 5時25分	1 会長の選出(互選) 2 第3次鎌倉市総合計画 基本構想一部修正及び次期基本計画策定方針(案)について 3 その他
第2回	平成24年8月22日	午後3時から 5時20分	1 審議会の運営について 2 第3次鎌倉市総合計画 基本構想一部修正及び次期基本計画策定方針(案)について 3 その他
第3回	平成24年8月27日	午後3時から 4時55分	1 未来を共有する場づくり等について 2 庁内の検討体制について 3 その他
第4回	平成24年11月29日	午後3時から 5時15分	1 現在の取組状況について 2 その他
第5回	平成25年1月15日	午後2時30分から 4時30分	1 第3次鎌倉市総合計画 次期基本計画第1次素案(原案)について 2 その他
第6回	平成25年1月29日	午後2時30分から 5時30分	1 第3次鎌倉市総合計画 次期基本計画第1次素案(原案)について 2 その他
第7回	平成25年5月23日	午後3時から 4時30分	1 パブリックコメント等の結果について 2 第3次鎌倉市総合計画 次期基本計画(第2次素案)について 3 その他
第8回	平成25年6月25日	午前10時から 11時30分	1 第3次鎌倉市総合計画 次期基本計画(第2次素案)について 2 今後のスケジュールについて 3 その他
第9回	平成25年8月23日	午後3時40分から 5時25分	1 第3次鎌倉市総合計画 次期基本計画(第2次素案)のパブリックコメントの結果について 2 第3次鎌倉市総合計画 次期基本計画[最終案(案)]について 3 諮問・答申の進め方について 4 その他
第10回	平成25年9月27日	午後3時から 5時25分	1 第3次鎌倉市総合計画 基本構想(案)及び第3期基本計画(案)の諮問について 2 答申に係る意見の整理について 3 その他
第11回	平成25年10月29日	午前10時から 11時30分	1 答申書案の協議・確認について 2 その他
第12回	平成25年11月7日	午後1時30分から 2時15分	1 会長あいさつ 2 答申 3 市長あいさつ

(2) 鎌倉市総合計画審議会委員名簿

氏名	区分	役職名もしくは団体名	備考
伊東 正博	市議会議員	市議会議長	～24年9月
山田 直人		市議会総務常任委員会委員長	～24年9月
山田 理絵	教育委員会委員	教育委員会	
安齊 清一	農業委員会委員	農業委員会	
波多辺 弘三	公共団体及び 公共的団体の代表者	鎌倉商工会議所	
石井 紀彦		鎌倉青年会議所	
岡崎 俊博		三浦半島地域連合	
神川 康彦		鎌倉市自治町内会総連合会	
阿曾 千代子		鎌倉市市民活動センター運営会議	
金川 剛文		鎌倉市社会福祉協議会	
大住 莊四郎	学識経験を有する者	関東学院大学経済学部教授	会長
薄井 充裕		日本政策投資銀行 設備投資研究所長	
山崎 一眞		住まいと地域デザイン工房 地域デザイナー	
波多 周	公募市民	—	
植月 縁		—	

●幹事

氏名	役職	備考
相川 誉夫	経営企画部長	
奈須 菊夫	経営企画部次長兼秘書広報課長	
小嶋 秀一郎	経営企画部次長兼行革推進課長	～25年3月
中野 達夫	経営企画部次長兼行革推進課長	25年4月～
渡邊 好二	経営企画部経営企画課担当課長	
下平 和彦	経営企画部経営企画課担当課長	

●事務局職員

氏名	役職	備考
関 淳一	経営企画課課長補佐兼経営企画担当担当係長	～25年3月
鋤柄 雅之	経営企画課課長補佐兼経営企画担当担当係長	25年4月～
鈴木 康之	経営企画課経営企画担当担当係長	25年4月～
武部 太郎	経営企画課経営企画担当	
高橋 悠子	経営企画課経営企画担当	
安富 誠人	経営企画課経営企画担当	
大澤 繭子	経営企画課経営企画担当	～25年3月
平澤 野安	経営企画課経営企画担当	

(3) 諮問書

鎌倉第633号
平成25年9月27日

鎌倉市総合計画審議会
会長 大住 莊四郎 様

鎌倉市長 松尾 崇



第3次鎌倉市総合計画基本構想（案）及び
第3期基本計画（案）について（諮問）

このことについて、貴審議会の答申を得たく諮問いたします。

諮問事項

第3次鎌倉市総合計画基本構想（案）及び第3期基本計画（案）について
（別添「第3次鎌倉市総合計画次期基本計画最終案」のとおり）

(4) 総合計画審議会答申書

平成 25 年 11 月 7 日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市総合計画審議会
会長 大住 莊四郎

第 3 次鎌倉市総合計画基本構想 及び第 3 期基本計画について (答申)

平成 25 年 9 月 27 日付鎌経第 633 号をもって諮問がありました、第 3 次鎌倉市総合計画基本構想 (案) 及び第 3 期基本計画 (案) については、硬直化した行財政運営を改め、持続可能な都市経営を推進し、新しい魅力を創造するため、基本構想の一部を修正するとともに、現行第 2 期基本計画の計画期間中に第 3 期基本計画を前倒して策定するとの趣旨に沿い、鎌倉市総合計画条例の規定に基づき、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添、「第 3 次鎌倉市総合計画基本構想及び第 3 期基本計画」のとおり結論を得ましたので答申します。

なお、本審議会は、基本構想の一部修正及び第 3 期基本計画の策定のため、平成 24 年 7 月から市民としての視点や専門的な見地から、議論を行ってきたところです。この間の計画策定に向けた市の取組については、各種ワールドカフェ、ふらっとミーティング、意見公募手続等、多くの市民意見、団体意見の聴取をはじめ、十分な対応が図られているものと評価するところです。

また、審議の過程において、各委員から多くの発言がありましたが、以下の各項目については特に意見を付することとなったものであり、今後の計画の推進に当たり、配慮されるよう希望します。

市長におかれましては、新しい総合計画のもと、めざすべき将来都市像である「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」の実現に向け、努力されるよう期待するものです。



1. 全体的な事項

(1) 人口動向の把握について

基本構想の一部修正及び第3期基本計画の策定にあたり、人口推移の分析を行っていますが、計画の進行管理にあたっては将来人口推計と実際の人口との比較検証を行うことを要望いたします。特に、再開発など人口推移に大きな影響を及ぼす事項については、将来人口推計に反映させるとともに、個別計画を含む計画の見直しの検討に役立てることを要望します。

(2) 総合計画の職員への浸透について

今回の基本構想及び第3期基本計画の策定は、職員に対しても市民に対しても、緊急的な状況にある、ということの意思表示となります。この状況は、市民と協働でなければ乗り越えられません。基本構想及び第3期基本計画策定後には、その考え方を伝えるフォーラムの実施を予定していることから、フォーラムには市民だけではなく行政職員も積極的に参加し、市民と一緒に未来を共有することを要望します。

(3) 鎌倉らしさについて

計画の実践にあたっては、一般論的な考え方にとどまるのではなく、一歩踏み込み、鎌倉としてどうしていきたいのかを明確にすることにより、鎌倉らしいまちづくりを進めることを要望します。

2. 第1編 第3次鎌倉市総合計画 基本構想

(1) 基本構想の一部修正について

総合計画見直しの背景として、「大幅な財源不足と厳しい財政見直し」「公共施設の老朽化」「防災・減災対策」の3つが示され、基本構想の一部修正が行われています。修正内容の「第2章 将来都市像と将来目標」において“減災”の視点が盛り込まれたこと、「第4章 基本構想の実現に向けて」において“持続可能な都市経営”の視点が示されたことについて、市民に十分に分かりやすく説明していくことを要望します。

3. 第2編 第3期基本計画の概要 第2章 計画の推進に向けた考え方

【全体】

(1) 計画の推進に向けた考え方の市民への説明について

「計画の推進に向けた考え方」として示される「市民自治」「行財政運営」「防災・減災」「歴史的遺産と共生するまちづくり」は、第3期基本計画における施策の全体に共通する基本的な考え方として、本計画の根幹をなすものです。これを市民に十分に分かりやすく説明していくことを要望します。

(2) 計画の推進に向けた考え方に関する動的な検討について

「計画の推進に向けた考え方」で示された考え方は、社会環境の変化に応じて、その具体的な事業への反映方法が異なってくるものとなります。社会環境の変化に十分に対応した動的な視点をもって、検討をしていくことを要望します。

【1 市民自治】

(1) 市民意見聴取について

ワールドカフェ、市民意識調査等において、市民から広く意見を求めていますので、それに対する責任を認識する必要があります。その真意を汲み取り、計画の実践にあたり検討していくことを要望します。

(2) 市民参画の充実について

基本構想の一部修正及び第3期基本計画の策定においては、市民参画の取組が行われていますが、今後の計画の推進にあたり、より相互のコミュニケーションを図り、市民の思いを汲み取れるような取組を行っていくことを要望します。

(3) 市民間の意見調整について

本市では、多くの市民団体や市民が地域活動に貢献しています。こうした地域活動を連携のとれた効果的なものとしていくためにも、窓口となる部署間の連携を密にとっていくことを要望します。

(4) 市民自治の実践について

「計画の推進に向けた考え方」に示されている市民自治について、市民が具体的に市民力・地域力をどのように発揮していくのか第3期基本計画では十分に示されていないので、実施計画や個別計画の策定を通じて具

体化を図っていくことを要望します。

(5) 地域コミュニティと地域福祉について

地域コミュニティを活性化させるということと、地域福祉を推進することは、一体不可分の内容になってきていると思います。「2 地域コミュニティの活性化」と、「5 地域福祉の推進」の各項目が、十分に反映し合えるような、横断的な取組となることを要望します。なお、こうした地域の活性化には、若者の力が必要であり、若者が将来都市像を思い描ける地域であるのか、ということが非常に重要なポイントとなってきます。

【2 行財政運営】

(1) 「選択」と「集中」について

財源が不足するなかでの市政運営にあたっては、事業の選択と集中が必要となります。ここで、選択と集中の結果として縮小ないしは実施しない事項については、「その理由」、「根拠」を明確にし、適切に市民に説明することを要望します。

(2) イノベーションを意識した行財政運営について

市の厳しい財政状況を踏まえると、選択と集中による事業の見直しだけでは、持続可能な都市経営が難しくなってきます。受益者だけではなく、幅広い関係者のニーズを十分に把握し、イノベーションを起こせるような行財政運営を進めることを要望します。また、実施計画の策定にあたっては、「市民力」「地域力」を活かし、公民協働のための未来を共有する場の継続等、新たなイノベーションを具体化できるように、その策定プロセスの工夫について、あわせて要望します。

(3) 公共施設マネジメントについて

公共施設の再編等について、国からの補助金をベースに整理を行うと、制約が大きくなかなか突破できない課題もあります。新しいスキームの検討を行いながら、公共施設の具体的な再編計画と実施計画とを連動させられるよう、要望します。

【4 歴史的遺産と共生するまちづくりに関する意見】

(1) 世界遺産の登録について

第2期基本計画の総括評価で示されている「世界遺産登録によって具体的にどのような姿をめざすのかを明確にしていくべきである」という指摘

はまさにその通りであると考えます。世界遺産登録については、平成25年度に登録に至らなかった要因を十分に整理したうえで、これを進めることにあたって、どういう状態・状況にしたいのか明確に示し、市民に説明することを要望します。

4. 第3編 第3期基本計画 施策の方針

【序章】

(1) 優先的な取組について

基本構想の一部修正により追加された“持続可能な都市経営”とあわせて、序章に書かれている内容は、第3期基本計画においてとても大切なことであることから、示された趣旨が職員及び市民に正確に伝わる説明の工夫をするとともに、計画期間内に特に優先する取組と位置づけられた「安全な生活の基盤づくり」については、実施計画の中で具体的な施策・事業内容を明確にし、取組を進めることを要望します。

X. 議決証明 (抄)

議案第 41 号

第 3 次鎌倉市総合計画基本構想の一部修正について

第 3 次鎌倉市総合計画基本構想を次のように一部修正する。

平成 25 年 12 月 4 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

第 3 次鎌倉市総合計画基本構想について、社会の変化を踏まえて所定の修正を行うものである。

12 月 10 日 総務常任 委員会付託

12 月 24 日 本会議原案可決

鎌倉市議会議長 中村 聡 一 郎



議案第 42 号

第 3 次鎌倉市総合計画第 3 期基本計画の策定
について

第 3 次鎌倉市総合計画第 3 期基本計画を次のとおり策定する。

平成 25 年 12 月 4 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

平成 26 年度から平成 31 年度の 6 年間を期間とする、新たな基本計画を策定するものである。

「参考」

本議案として添付する書類

- 1 第 3 次鎌倉市総合計画第 3 期基本計画

12 月 10 日 総務常任 委員会付託

12 月 24 日 本会議原案可決

鎌倉市議会議長 中 村 聡 一 郎



XI. 第3期基本計画策定経過一覧表

年	月日	内容	会場等
平成 24年	6月29日	鎌倉市総合計画条例の制定	
	7月3日	第1回鎌倉市総合計画審議会	本庁舎2階 議会全員協議会室
	8月22日	第2回鎌倉市総合計画審議会	本庁舎2階 議会第1委員会室
	8月27日	第3回鎌倉市総合計画審議会	本庁舎2階 議会第1委員会室
	9月7日	第3次鎌倉市総合計画基本構想一部修正及び次期基本計画策定方針の決定	
	9月10日 (～9月25日)	第2期基本計画総括内部評価の実施	
	9月10、11日	第2期基本計画総括評価実施説明会	本庁舎4階 402会議室
	9月14日	「第3次鎌倉市総合計画次期基本計画の策定に関する取組状況について(策定方針等)」市議会総務常任委員会に報告	本庁舎2階 議会全員協議会室
	9月21日 (～10月9日)	次期基本計画策定に向けた市民意識調査の実施	
	9月24日	第1回鎌倉市総合計画策定委員会	本庁舎2階 201会議室
	10月2、3、4日	第2期基本計画総括評価に係る原局ヒアリング	本庁舎2階 201会議室(3、4日) 本庁舎2階 202会議室(2日)
	10月10日	基本計画策定談話室(第1回)	本庁舎2階 201会議室
	10月10日	基本計画策定談話室(第2回)	本庁舎2階 201会議室
	10月11日	平成24年度第7回鎌倉市民評価委員会	本庁舎2階 201会議室
	10月12日	基本計画策定談話室(第3回)	本庁舎2階 201会議室
	10月12日	基本計画策定談話室(第4回)	本庁舎2階 201会議室
	10月13日	～市長と語ろう明日の鎌倉～ ふらっとミーティング(第1回)	玉縄小学校 1階 ランチルーム
	10月13日	～市長と語ろう明日の鎌倉～ ふらっとミーティング(第2回)	大船小学校 1階 本会議室
	10月14日	～市長と語ろう明日の鎌倉～ ふらっとミーティング(第3回)	小坂小学校 2階 図書室
	10月15日	基本計画策定談話室(第5回)	本庁舎2階 201会議室
	10月15日	基本計画策定談話室(第6回)	本庁舎2階 201会議室
	10月17日	基本計画策定談話室(第7回)	本庁舎2階 201会議室
	10月17日	基本計画策定談話室(第8回)	本庁舎2階 201会議室
	10月19日	基本計画策定談話室(第9回)	本庁舎2階 201会議室
	10月19日	基本計画策定談話室(第10回)	本庁舎2階 201会議室
	10月19日	鎌倉市総合計画策定委員会 部会説明会	本庁舎2階 議会第2委員会室

年	月日	内容	会場等
平成 24年	10月21日	～市長と語ろう明日の鎌倉～ ふらっとミーティング(第4回)	深沢小学校 1階 集会室
	10月21日	～市長と語ろう明日の鎌倉～ ふらっとミーティング(第5回)	山崎小学校 南棟1階 音楽室
	10月22日	基本計画策定談話室(第11回)	本庁舎2階 201会議室
	10月22日	基本計画策定談話室(第12回)	本庁舎2階 201会議室
	10月24日	基本計画策定談話室(第13回)	本庁舎2階 201会議室
	10月24日	基本計画策定談話室(第14回)	本庁舎2階 201会議室
	10月24日	平成24年度第8回鎌倉市民評価委員会	本庁舎2階 201会議室
	10月26日	基本計画策定談話室(第15回)	本庁舎2階 201会議室
	10月26日	基本計画策定談話室(第16回)	本庁舎2階 201会議室
	10月27日	～市長と語ろう明日の鎌倉～ ふらっとミーティング(第6回)	富士塚小学校 2階 第一会議室
	10月27日	～市長と語ろう明日の鎌倉～ ふらっとミーティング(第7回)	腰越小学校 2階 特活室
	10月28日	～市長と語ろう明日の鎌倉～ ふらっとミーティング(第8回)	稲村ヶ崎小学校 北校舎3階 図書室
	10月29日	基本計画策定談話室(第17回)	本庁舎2階 201会議室
	10月29日	基本計画策定談話室(第18回)	本庁舎2階 議会第1委員会室
	10月31日	基本計画策定談話室(第19回)	本庁舎2階 201会議室
	10月31日	基本計画策定談話室(第20回)	本庁舎2階 201会議室
	11月2日	基本計画策定談話室(第21回)	本庁舎2階 201会議室
	11月2日	基本計画策定談話室(第22回)	本庁舎2階 201会議室
	11月4日	～市長と語ろう明日の鎌倉～ ふらっとミーティング(第9回)	七里ガ浜小学校 3階 会議室
	11月4日	～市長と語ろう明日の鎌倉～ ふらっとミーティング(第10回)	御成小学校 1号棟1階 第一会議室
	11月5日	基本計画策定談話室(第23回)	本庁舎2階 201会議室
	11月5日	基本計画策定談話室(第24回)	本庁舎2階 201会議室
	11月7日	基本計画策定談話室(第25回)	本庁舎2階 議会全員協議会室
	11月7日	基本計画策定談話室(第26回)	第4分庁舎2階 823会議室
	11月9日	基本計画策定談話室(第27回)	本庁舎2階 201会議室
	11月9日	基本計画策定談話室(第28回)	本庁舎2階 201会議室
	11月12日	基本計画策定談話室(第29回)	本庁舎2階 201会議室
	11月14日	基本計画策定談話室(第30回)	本庁舎2階 201会議室
	11月14日	基本計画策定談話室(第31回)	本庁舎2階 201会議室
	11月14日	平成24年度第9回鎌倉市民評価委員会	鎌倉市福祉センター 地区社協活動室

年	月日	内容	会場等
平成 24年	11月16日	基本計画策定談話室(第32回)	本庁舎2階 201会議室
	11月16日	基本計画策定談話室(第33回)	本庁舎2階 201会議室
	11月17日	～市長と語ろう明日の鎌倉～ ふらっとミーティング(第11回)	第二小学校 3階 図書室
	11月18日	～市長と語ろう明日の鎌倉～ ふらっとミーティング(第12回)	第一小学校 1階 多目的室
	11月18日	～市長と語ろう明日の鎌倉～ ふらっとミーティング(第13回)	西鎌倉小学校 2階 会議室
	11月18日	未来を語ろう！ワールドカフェinかまくら	鎌倉女学院 2階 大教室
	11月19日	基本計画策定談話室(第34回)	本庁舎2階 201会議室
	11月21日	基本計画策定談話室(第35回)	本庁舎2階 201会議室
	11月21日	基本計画策定談話室(第36回)	本庁舎2階 201会議室
	11月21日	平成24年度第10回鎌倉市民評価委員会	本庁舎2階 201会議室
	11月24日	～市長と語ろう明日の鎌倉～ ふらっとミーティング(第14回)	関谷小学校 2階 視聴覚室
	11月25日	～市長と語ろう明日の鎌倉～ ふらっとミーティング(第15回)	植木小学校 2階 図書室
	11月25日	～市長と語ろう明日の鎌倉～ ふらっとミーティング(第16回)	今泉小学校 南棟1階 会議室
	11月27日	鎌倉市総合計画策定委員会・部会 合同部会	本庁舎2階 議会全員協議会室
	11月28日	未来を語ろう！団体ワールドカフェinかまくら	本庁舎2階 議会全員協議会室
	11月28日	基本計画策定談話室(第37回)	本庁舎2階 201会議室
	11月28日	基本計画策定談話室(第38回)	本庁舎2階 議会全員協議会室
	11月29日	～市長と語ろう明日の鎌倉～ ふらっとミーティング(追加)	第3分庁舎1階 講堂
	11月29日	基本計画策定談話室(第39回)	本庁舎2階 201会議室
	11月29日	第4回鎌倉市総合計画審議会	本庁舎2階 議会第2委員会室
	12月14日	「第3次鎌倉市総合計画次期基本計画の策定に関する 取組状況について(未来を共有する場づくり等)」 市議会総務常任委員会に報告	本庁舎2階 議会全員協議会室
	12月25日	鎌倉市総合計画策定委員会・基礎部会(計画の前提)	本庁舎2階 議会全員協議会室
	12月26日	鎌倉市総合計画策定委員会・第2回合同部会	本庁舎2階 議会全員協議会室
12月28日	第2回鎌倉市総合計画策定委員会	本庁舎2階 201会議室	
平成 25年	1月15日	第5回鎌倉市総合計画審議会	第3分庁舎1階 講堂
	1月18日	平成24年度第11回鎌倉市民評価委員会	本庁舎2階 議会第2委員会室
	1月29日	第6回鎌倉市総合計画審議会	本庁舎2階 議会第1委員会室

年	月日	内容	会場等
平成 25年	2月28日	「第3次鎌倉市総合計画基本構想の一部修正及び第3次鎌倉市総合計画次期基本計画(素案)について」市議会総務常任委員会に報告	本庁舎2階 議会全員協議会室
	3月14日	「第3次鎌倉市総合計画次期基本計画(第1次素案)」の決定	
	3月27日 (～4月26日)	「第3次鎌倉市総合計画次期基本計画(素案)」に対する意見公募手続(パブリックコメント)の実施	
	3月27日 (～4月26日)	「第3次鎌倉市総合計画次期基本計画(素案)」パネル展示	本庁舎ロビー
	4月1日	「広報かまくら」平成25年4月1日号の3面に、意見公募手続(パブリックコメント)の記事を掲載	
	4月6日	「第3次鎌倉市総合計画 次期基本計画(素案)」に関する説明会の実施	本庁舎2階 議会全員協議会室
	4月11日	出前講座の実施	本庁舎2階 201会議室
	4月19日	深沢地区連合町内会での説明	深沢学習センター 第2集会室
	4月26日	腰越地区町内自治会連合会での説明	腰越支所 コミュニティー室
	4月27日	鎌倉市大船自治町内会連合会での説明	大船消防署 会議室
	4月27日	鎌倉市玉縄自治町内会連合会での説明	鎌倉清和 集会室
	5月2日	鎌倉地区自治組織連合会での説明	第3分庁舎1階 講堂
	5月23日	第7回鎌倉市総合計画審議会	第3分庁舎1階 講堂
	6月17日	「第3次鎌倉市総合計画次期基本計画の策定に関する取組状況について(パブリックコメント実施結果等)」市議会総務常任委員会に報告	本庁舎2階 議会全員協議会室
	6月24日	第3回鎌倉市総合計画策定委員会	本庁舎2階 201会議室
	6月25日	第8回鎌倉市総合計画審議会	本庁舎2階 議会全員協議会室
	7月12日 (～8月15日)	「第3次鎌倉市総合計画次期基本計画(第2次素案)」に対する意見公募手続(パブリックコメント)の実施	
	7月12日	「第3次鎌倉市総合計画次期基本計画(第2次素案)」の決定	
	7月15日	「広報かまくら」平成25年7月15日号の4面に、意見公募手続(パブリックコメント)の記事を掲載	
	8月23日	第9回鎌倉市総合計画審議会	本庁舎4階 402会議室
	9月12日	「第3次鎌倉市総合計画次期基本計画(最終案)」の決定	
9月14日	「第3次鎌倉市総合計画次期基本計画の策定に関する取組状況について(次期基本計画(最終案)等)」市議会総務常任委員会に報告	本庁舎2階 議会全員協議会室	
9月27日	第10回鎌倉市総合計画審議会	第4分庁舎2階 822会議室	
10月29日	第11回鎌倉市総合計画審議会	本庁舎4階 402会議室	

年	月日	内容	会場等
平成 25年	10月30日	「第3次鎌倉市総合計画次期基本計画の策定に関する取組状況について」市議会教育こどもみらい常任委員会協議会へ報告	本庁舎2階 議会第1委員会室
	11月1日	「第3次鎌倉市総合計画次期基本計画の策定に関する取組状況について」市議会建設常任委員会協議会へ報告	本庁舎2階 議会第2委員会室
	11月7日	第12回鎌倉市総合計画審議会	本庁舎2階 議会第1委員会室
	11月8日	第4回鎌倉市総合計画策定委員会	本庁舎2階 201会議室
	11月14日	「第3次鎌倉市総合計画基本構想の一部修正(案)及び第3期基本計画(案)の策定について」臨時政策調整会議で審議	本庁舎2階 201会議室
	11月15日	「第3次鎌倉市総合計画次期基本計画の策定に関する取組状況について」市議会総務常任委員会協議会へ報告	本庁舎2階 議会第1委員会室
	11月20日	「第3次鎌倉市総合計画次期基本計画の策定に関する取組状況について」市議会観光厚生常任委員会協議会へ報告	本庁舎2階 議会第1委員会室
	11月21日	「第3次鎌倉市総合計画基本構想の一部修正(案)及び第3期基本計画(案)の策定について」臨時政策会議で審議	本庁舎2階 201会議室
	12月10日	「議案第41号 第3次鎌倉市総合計画基本構想の一部修正について」及び「議案第42号 第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画の策定について」市議会本会議で上程	
	12月11日	「議案第41号 第3次鎌倉市総合計画基本構想の一部修正について」及び「議案第42号 第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画の策定について」市議会観光厚生常任委員会で予備審査	本庁舎2階 議会全員協議会室
	12月12日	「議案第41号 第3次鎌倉市総合計画基本構想の一部修正について」及び「議案第42号 第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画の策定について」市議会建設常任委員会で予備審査	本庁舎2階 議会全員協議会室
	12月13日	「議案第41号 第3次鎌倉市総合計画基本構想の一部修正について」及び「議案第42号 第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画の策定について」市議会教育こどもみらい常任委員会で予備審査	本庁舎2階 議会全員協議会室
	12月20日	「議案第41号 第3次鎌倉市総合計画基本構想の一部修正について」及び「議案第42号 第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画の策定について」市議会総務常任委員会で審査	本庁舎2階 議会全員協議会室
	12月24日	「議案第41号 第3次鎌倉市総合計画基本構想の一部修正について」及び「議案第42号 第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画の策定について」市議会本会議で可決	



3. 根拠法令等

I. 鎌倉市総合計画条例

鎌倉市総合計画条例（平成24年6月条例第1号）

（趣旨）

第1条 この条例は、本市の総合計画に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画を総称する。
- (2) 基本構想 まちづくりの基本理念並びに将来都市像とその実現に向けた将来目標及びその方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための政策又は施策の体系及びその方針を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で示される方針を計画的かつ効果的に実施していくための具体的な事業概要を示すものをいう。

（計画の策定）

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

（市政運営の基本方針）

第4条 市は、その事務を処理するに当たっては、基本構想に即して行うものとする。

（総合計画審議会）

第5条 市長の附属機関として、鎌倉市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定その他その実施に関する基本的事項又は重要事項を調査審議するものとする。
- 3 審議会は、総合計画の策定その他その実施に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市教育委員会委員
 - (2) 市農業委員会委員
 - (3) 公共団体又は公共的団体の代表者
 - (4) 学識経験を有する者
 - (5) 市民
- 6 委員の任期は、審議会の所掌事務の処理が終わるまでの期間とする。
- 7 第5項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会への諮問)

第6条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、審議会に諮問するものとする。

(意見の聴取)

第7条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、市民等から意見を聴くものとする。

(策定過程における報告)

第8条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、その過程において、その基本的な事項を議会に報告するものとする。

(議会の議決)

第9条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第10条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、総合計画に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(総合計画審議会条例の廃止)

2 鎌倉市総合計画審議会条例（昭和41年10月条例第23号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に策定されている第3次鎌倉市総合計画は、この条例の規定により策定された総合計画とみなす。

付 則（平成24年9月27日条例12）

この条例は、公布の日から施行する。

Ⅱ. 鎌倉市総合計画専門委員設置要綱

鎌倉市総合計画専門委員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市総合計画専門委員（以下「専門委員」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 専門委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条に基づく専門委員であって、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 総合計画（鎌倉市総合計画条例（平成24年6月条例第1号）第2条第1号に規定する「総合計画」をいう。以下同じ。）の策定その他その実施について、専門的な見地から諸課題についての調査、研究並びに各部課等における計画案作成に対する指導及び助言をすること。
- (2) 市長が必要と認めた場合において、前号に掲げる事項について、会議等に出席して意見を述べ、又は説明すること。

(所属)

第3条 専門委員は、総合計画の策定を担当する課等に属する。

(選任)

第4条 専門委員は、行政各般にわたる専門の学識経験を有する者の中から市長が選任する。

2 専門委員の数は若干人とする。

(任期)

第5条 専門委員の任期は、当該所掌事項が完了するまでの期間とする。

(庶務)

第6条 専門委員に関する庶務は、総合計画の策定を担当する課等において処理する。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和50年6月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

Ⅲ. 鎌倉市総合計画策定委員会設置要綱

鎌倉市総合計画策定委員会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、本市の総合計画策定のための審議をするため、鎌倉市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、鎌倉市総合計画条例（平成24年6月条例第1号）の例による。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想、基本計画の基礎指標に関する事項
- (2) 基本構想、基本計画の素案及び案の策定に関する事項
- (3) その他基本構想、基本計画の策定に関し必要な事項

(構成)

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 主管の副市長
 - (2) 副委員長 他の副市長及び経営企画部長
 - (3) 委員 鎌倉市事務分掌規則（平成8年3月規則第27号）第6条第1項及び第16条第3項第1号に規定する部長（前号に掲げる者を除く。）、消防長、鎌倉市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第6号）第5条第1項に規定する部長、議会事務局長、担当部長並びに会計管理者、選挙管理委員会事務局長及び監査委員事務局長
- 2 委員長は、必要に応じ、臨時委員を置くことができる。

(職務)

第5条 委員長は、会議を招集してその議長となり、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した順序によりその職務を代理する。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、その所掌事務について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員長は、必要に応じ、委員会に部会を設置し、その所掌事務を分掌させることができる。

- 2 部会の委員は、委員長が指名する職員をもって充てる。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。それぞれの指名は、次のとおりとする。
 - (1) 部会長は、その部会の委員のうちから委員長が指名する。
 - (2) 副部会長は、部会長を除くその部会の委員のうちから部会長が指名する。
- 4 第5条及び前条の規定は、部会長及び副部会長の職務及び部会の意見の聴取について準用する。
- 5 部会長は、部会の会議の結果を委員長に報告するものとする。

(ワーキンググループ)

第8条 部会長は、部会長の指名する職員をもってワーキンググループを設置し、その所掌事務について部会の委員を補佐させることができる。

- 2 ワーキンググループについて必要な事項は、部会長が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会並びに部会及びワーキンググループの庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成6年5月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年7月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年7月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年8月29日から施行する。

IV. 鎌倉市総合計画審議会規則

鎌倉市総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市総合計画条例（平成24年6月条例第1号）により設置された鎌倉市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 審議会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第5条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、この審議会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(総合計画審議会条例施行規則の廃止)

- 2 鎌倉市総合計画審議会条例施行規則（昭和41年10月規則第31号）は、廃止する。



K A M A K U R A

第3次鎌倉市総合計画 第3期基本計画

平成26年4月

編集・発行／鎌倉市 経営企画部 経営企画課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

Tel: 0467-23-3000 (代表)

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>